

「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関する法律」等の改正について

はじめに

平成 18 年 5 月 1 日から「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）が施行され、併せて、従来、商法を準用していた多数の法律について準用規定を商法から会社法に改正する等の改正を一括して行った「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という。）が公布され、会社法施行の日から施行されました。

この整備法により、「中小企業等協同組合法」（以下「中協法」という。）及び「中小企業団体の組織に関する法律」（以下「中団法」という。）等が改正され、平成 18 年 5 月 1 日から施行されています。

協業組合及び商工組合については、中協法の準用規定が多数存在するが、これらの準用規定は、すべて中協法が改正されたとおりの改正を受けています。

また、平成 18 年の通常国会において成立し（6 月 9 日）、同年 6 月 15 日に公布された「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 75 号。「ガバナンス向上改正法」）により中協法、中団法等が改正され、平成 19 年 4 月 1 日から施行されます。

石川県中央会会報「特集号」

目次

改正中協法・中団法等について

◆ 「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関する法律」等の改正について

I	ガバナンスの向上のための主な改正点一覧	4
II	改正組合法等の施行に際しての当面の留意点について	5
	1. 決算関係書類等に関する作成・手続きの明確化関係	5
	2. 通常総会開催までの手続きの流れ	6
	3. 役員任期の変更に伴う経過措置（役員改選と定款変更）について	8
	4. 共済事業定義の創設関係	10
III	「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（整備法）及び 「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」（ガバナンス向上改正法）施行による 「中小企業等協同組合法」（中協法）、「中小企業団体の組織に関する法律」（中団法）の主な改正	12
	1. 役員任期に関する任期伸長規定の導入	12
	2. 理事・監事の任期の変更（ガバナンス向上改正法による改正）	12
	3. 理事会の決議	13
	4. 理事会の議事録	14
	＊理事会議事録の一例	16
	5. 総会の議事録	17
	＊総会議事録の一例	18
	6. 役員の資格要件の創設（ガバナンス向上改正法による改正）	18
	7. 監事に対する理事会議事録への署名の義務付け（ガバナンス向上改正法による改正）	19
	8. 代表理事	19
	9. 理事による利益相反取引の制限（ガバナンス向上改正法による改正）	20
	10. 役員の組合に対する損害賠償責任	20
	11. 役員の損害賠償責任の免除に関する責任限定契約規定の整備（ガバナンス向上改正法による改正）	22
	12. 役員の第三者に対する損害賠償責任	23
	13. 役員の連帯責任	24
	14. 組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等	24
	15. 定款	24
	16. 定款の備置き及び閲覧等	26
	17. 組合と役員との関係	26
	18. 役員に欠員を生じた場合の措置	28
	19. 理事の忠実義務	28
	20. 監事	28
	21. 監事の権限の強化と限定（ガバナンス向上改正法による改正）	29
	22. 監査権限定組合における理事、組合員等の権利義務に関する規定の整備（ガバナンス向上改正法による改正）	32
	23. 理事会の権限等	32
	24. 役員を責任を追及する訴え	33
	25. 決算関係書類の提出、備置き及び閲覧	35
	26. 決算関係書類等に関する規定の整備（ガバナンス向上改正法による改正）	35
	27. 会計帳簿等の作成及び閲覧等	37
	28. 会計帳簿の保存義務及び閲覧請求に関する規定の整備（ガバナンス向上改正法による改正）	37
	29. 役員改選	38
	30. 参事及び会計主任の解任請求	38
	31. 臨時総会の招集	39
	32. 総会の招集	39
	33. 総会招集の手続	39
	34. 特別の議決	40
	35. 延期又は続行の決議	40
	36. 総会における理事及び監事の説明義務の創設（ガバナンス向上改正法による改正）	40

37. 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え	41
38. 債権者の異議	41
39. 出資一口の金額の減少の無効の訴え	42
40. 会計原則に関する規定の整備（ガバナンス向上改正法による改正）	43
41. 合併契約	43
IV 大規模な組合にだけ上乗せされる措置	45
1. 監事の権限強化	45
2. 員外監事制度の導入	47
3. 余裕金の運用制限の導入	48
V 共済事業の健全性の確保のための措置関係	49
1. 事業協同組合、協同組合連合会関係	49
2. 火災共済協同組合関係	50
VI ガバナンス向上改正法に係る経過措置	51
経費の賦課の禁止	51
共済事業を行う組合の出資の総額	51
共済金額の削減、共済掛金の追徴に関する事項の定款への記載	52
大規模組合のみに対する員外監事制度の導入義務付け	52
役員の任期	52
監事への業務監査権限の付与	52
監事による理事会の議事録への署名	52
役員への損害賠償責任の免除	52
会計監査人による外部監査の義務付け	52
余裕金の運用制限	53
責任準備金に関する規定の整備、利益準備金の積立額・積立割合の引上げ	53
共済事業と他の事業との間の区分経理	53
共済事業に係る会計の他の会計への資金運用等の禁止	53
共済計理人の選任	53
共済計理人による意見書の提出	53
業務・財産の状況に関する説明書類の縦覧等	53
連結決算関係書類の提出	53
共済事業を行う組合の一定の事実の行政庁への届出	53
VII 中団法の主な改正点	54
1. 会社への組織変更規定の改正	54
(1) 有限会社への組織変更規定の削除	54
(2) 組織変更計画の内容の改正	54
(3) 効力発生日	54
(4) 組織変更の議決の広告等	54
(5) 新会社の株主資本	55
VIII 商店街振興組合法の一部改正	55

会社法施行に伴う変更点の対処法について

◆会社法施行に伴う変更点の対処方法について 久保均司法書士事務所 司法書士 久保 均 氏	56
---	----

中央会からのお知らせ

◆65歳継続雇用プロジェクト事業のご案内	59
◆産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）について行政報告が義務付けられます（石川県）	61
◆毎月勤労統計調査にご協力を	63
◆組合決算期を迎えたら～決算関係書類等の提出をお忘れなく	64

I ガバナンスの向上のための主な改正点一覧

I 組合全般に関する具体的措置

組合全般

1. 組合全般に係る措置

- ・役員任期の変更（第 36 条）
理事は 3 年以内→ 2 年以内
監事は 3 年以内→ 4 年以内
- ・理事による利益相反取引の制限（第 38 条）
理事の借入金債務の債務保証等について、理事会の承認を受けなければならない。
- ・監事の権限の限定（第 36 条の 3）
監事の権限を会計監査権限に限定することを定款で定めることができる。
この場合、理事会の招集権を組合員に付与するなど、組合員の権限を強化する。
- ・会計帳簿の保存義務（第 41 条）「10 年」
- ・会計帳簿の閲覧を求めるのに必要な組合員数の引下げ（第 41 条）「1/10 → 3/100」
- ・会計原則に関する規定の整備（第 57 条の 6）
- ・決算関係書類等に関する作成・手続の明確化（第 40 条、第 36 条の 3）
 - ・決算関係書類等の主務省令に基づく作成、理事会承認の明記、総会 2 週間前備置き、組合員に対する提供、保存期間の明記
 - ・監事の監査報告の主務省令に基づく作成
- ・役員員の資格要件の創設（第 35 条の 4）
会社法と同様の欠格要件の明確化
- ・総会における理事及び監事の説明義務の創設（第 53 条の 2） 等

II 共済事業を実施する事業協同組合に関する具体的措置

————→ 共済金額 10 万円超 [省令案]

共済事業を実施する組合全般

3. 共済事業を実施する組合全般に係る措置

- ・共済事業の定義の創設（第 9 条の 2）
- ・共済目的の譲渡の規定の整備（第 9 条の 6 の 3）
- ・共済以外の事業との区分経理（第 58 条の 2）
- ・共済規程（事業方法書等）の提出・認可（第 9 条の 6 の 2）
- ・経費の賦課の禁止（第 12 条、第 33 条）
- ・責任準備金の積立など準備金に関する規定の整備（第 58 条）
- ・余裕金の運用制限の導入（第 57 条の 5）
外債購入等、投機的な資産運用を防止。
- ・外部監査（会計監査人の監査）の導入（第 40 条の 2）
負債金額 200 億円以上の組合 [政令]
- ・共済計理人の選任・関与（第 58 条の 6、第 58 条の 7）
長期の契約を締結する場合等複雑な数理計算を必要とする場合
- ・重要事項の説明義務（第 58 条の 5）
- ・業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧（第 61 条の 2）
- ・共済代理店に関する規定の整備（第 9 条の 7 の 5）
- ・員外利用の定義の見直し（第 9 条の 2）
組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者の利用は員内利用とみなす
- ・総代会での合併の議決の容認（第 55 条の 2）
- ・共済事業の譲渡に関する規程の整備（第 57 条の 2 の 2）
- ・火災共済協同組合の地区の拡大（第 26 条） 等

----- 組合員数（連合会；会員組合の組合員数の合計）1,000 人超 [政令] -----

大規模な組合

2. 大規模な組合にだけ上乗せされる措置

- ・監事の権限強化（第 36 条の 3）
現在、会計監査のみ行っている監事に、業務監査権限を付与する。→理事会への出席義務・署名義務
- ・員外監事制度の義務化（第 35 条）
- ・役員員の組合に対する損害賠償責任の免除に関する規定の定款委任（第 38 条の 2）
定款記載を前提に理事の過半数の同意による免除
- ・余裕金の運用制限の導入（第 57 条の 5）
外債購入等、投機的な資産運用を防止。 等

大規模に共済事業を実施する組合

（「特定共済組合」）

4. 特定共済組合にだけ上乗せされる措置

- ・名称使用強制（第 6 条）
- ・原則兼業禁止（共済事業に専念）（第 9 条の 2）
- ・財務の健全性に関する基準（支払余力を判断するための指標）の導入（第 58 条の 4）
- ・最低出資金制の導入（第 25 条）

II 改正組合法等の施行に際しての当面の留意点について

4月からの改正点のうち、理事任期の短縮、監事への業務監査権限の付与、員外監事の義務化等につきましては経過措置が置かれていることから、個々の中小企業組合ごとに対応していただけるものと思われませんが、次の諸点につきましては、今後、公布される関係省令にもよりますが、現段階の省令を前提とし、組合の規模や事業内容の如何を問わず全ての組合が法施行後、速やかに対応する必要があります。

1. 決算関係書類等に関する作成・手続の明確化関係

これまで、理事は、①通常総会の1週間前までに決算関係書類を監事に提出しなければならない、②通常総会の1週間前までに決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならない、とされていましたが、今回の改正により下記のように変更されています。

- ①決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。
- ②理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書を、通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない。
- ③組合は、通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所（従たる事務所へは写し）に備え置かなければならない。

上記の改正事項に関しては、経過措置が設けられておりません。

これまでの、実態上は、理事会の承認を受けた後に監事の監査を実施している組合もあると認識しておりますが、今般の改正より、監事の監査を受けた後に理事会の承認を受けることとされていますので、留意することが必要です。

また、通常総会の招集に当たっては会議の目的たる事項、すなわち議案を示すことで足りていましたが、平成19年4月以後に開催される通常総会の招集に当たっては、決算関係書類と事業報告書を併せて提供（書面の場合は郵送）しなければならないことに留意する必要があります。

さらに、監事が監査報告を理事に通知するまでの期限としては、組合から決算関係書類（業務監査権限を有する監事は事業報告書を含む）が提供されてから、原則4週間を経過した日とされています（ただし、監事が4週間以内に監査報告を通知することは特段問題ありません）。

このこと及び通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を事務所へ備え置くことが義務づけられたことから、組合においては年度末終了後に速やかに決算関係書類、事業報告書を作成する必要があります。

その際、組合から監事への関係書類の提出期限は法律に特段規定されていないことから、個々の監事の監査能力と監査に要する実際の期間を見極め、関係書類の作成期限を予め決定することが肝要です。

加えて、決算関係書類及び事業報告書の監事への提出時期、理事会の開催時期、通常総会の通知とともに決算関係書類及び事業報告書を組合員に提供する方法等について、個々の組合で検討することが必要です。

なお、組合員全員の同意がある場合には、総会の招集手続を省略することができますが、この場合には招集手続そのものを行う必要がないことから、決算関係書類、事業報告書を組合員に事前に提供する必要はないものと考えます。また、法施行前に行われる通常総会の招集については、改正法の適用がないことから同様に決算関係書類、事業報告書を組合員に事前に提供する必要はありま

せん。

また、事前に提供することが必要なものは、決算関係書類、事業報告書及び監査報告であり、通常総会の議決を要することとなっている収支予算や事業計画などは事前提供の対象になっていません。

以上の改正内容を踏まえた一般的な通常総会招集の流れは次のとおりです。

2. 通常総会開催までの手続きの流れ

議案の作成

組合は、「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）」及び「事業報告書」を作成しなければならない（40条②）。

監事への「決算関係書類」「事業報告書」の提出

- ・組合は、「決算関係書類」「事業報告書」について、監事の監査を受けなければならない（40条⑤）。
- ・監事は、受領した「決算関係書類」「事業報告書」について、監査方法・内容等を記した監査報告を作成し【※1】、理事に対し、「決算関係書類」「事業報告書」の全部を受領した日から4週間経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日【※2】までに監査報告の内容を通知しなければならない（施行規則91条①）。

【※1】：監事の監査権限を会計に関するものに限定した組合の監事は、「事業報告書」の監査権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない（施行規則90条②）

【※2】：監査期限は、監事と理事の合意があっても4週間を下回る期限を予め定めることは不可（ただし、監事が4週間以内に通知することは可能）

理事会招集通知の発出【※3】

理事長は、理事会の会日の1週間前【※4】までに、各理事【※5】に対し、理事会招集通知を発出しなければならない（36条の6⑥）。

【※3】：理事（監事に業務監査権限を付与している組合は、理事及び監事）全員の同意があれば招集手続の省略可（36条の6⑥において準用する会社法368条②）

【※4】：短縮可（1週間を下回る期間を定款で定めた場合はその期間（36条の6⑥において準用する会社法368条①）

【※5】：監事に業務監査権限を付与している組合は、各監事に対しても発出しなければならない（36条の6⑥において準用する会社法368条①）

理事会の開催

理事会においては、通常総会の開催及び議案の議決をするとともに（49条②）、監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認を行う（40条⑥）。

「決算関係書類」「事業報告書」の備置き

組合は、通常総会の会日の2週間前までに、「決算関係書類」「事業報告書」を主たる事務所に、それらの写しを従たる事務所に備え置き、組合員の閲覧に供する（40条⑩）。

総会招集通知の発出【※6】・「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」の提供

理事長は、通常総会の会日の10日前【※7】までに組合員に到達するように、総会招集通知を发出する（49条①）。総会招集通知には、議案のほか、会議の日時、場所等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」を添付し、組合員に提供しなければならない（40条⑦）。

【※6】：組合員全員の同意があれば招集手続の省略可（49条③）（この場合、招集通知発出の際に必要な添付書類も不要）

【※7】：短縮可（これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間（49条①）

通常総会の開催

＜中協法＞

(決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等)

- 第四十条 組合は、主務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。
- 2 組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書を作成しなければならない。
- 3 決算関係書類及び事業報告書は、電磁的記録をもつて作成することができる。
- 4 組合は、決算関係書類を作成した時から十年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。
- 5 第二項の決算関係書類及び事業報告書は、主務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。
- 6 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書は、理事会の承認を受けなければならない。
- 7 理事は、通常総会の通知に際して、主務省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告又は次条第一項の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。
- 8 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。
- 9 理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。
- 10 組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日の二週間前の日から五年間、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 11 組合は、決算関係書類及び事業報告書の写しを、通常総会の日の二週間前の日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。
- 12 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 決算関係書類及び事業報告書が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

＜中協法施行規則（案）＞

(監事の決算関係書類に係る監査報告の内容)

- 第八十九条 監事は、決算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。
- 一 監事の監査の方法及びその内容
 - 二 決算関係書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。）が当該組合又は中央会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
 - 三 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見
 - 四 剰余金処分案又は損失処理案が当該組合又は中央会の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨
 - 五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
 - 六 追記情報
 - 七 監査報告を作成した日
- 2 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
- 一 正当な理由による会計方針の変更
 - 二 重要な偶発事象
 - 三 重要な後発事象

(監事の事業報告書に係る監査報告の内容)

- 第九十条 監事は、事業報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。
- 一 監事の監査の方法及びその内容

- 二 事業報告書が法令又は定款に従い当該組合又は中央会の状況を正しく示しているかどうかについての意見
 - 三 当該組合又は中央会の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実
 - 四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
 - 五 監査報告を作成した日
- 2 前項の規定にかかわらず、監査権限定組合（法第二十七条第八項に規定する組合をいう。）の監事は、前項各号に掲げる事項に代えて、事業報告書を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

（監事の監査報告の通知期限等）

第九十一条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、前条第一項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から四週間を経過した日
- 二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

3. 役員任期の変更に伴う経過措置（役員改選と定款変更）について

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律
附則

第十条 この法律の施行の際現に存する協同組合の役員であつて施行日（平成19年4月1日）以後最初に終了する事業年度（平成19年度）に係る決算に関する通常総会（平成20年5月）の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（1）理事（任期を「3年」としている場合、どのタイミングで2年以内への定款変更をしなければならないのか？）

① 平成18年度5月に3年任期で改選した場合

- 平成21年5月までは3年任期のまま。
- 平成21年5月までの間に定款を変更して2年以内とする。
- 平成21年5月の総会においては、2年以内に変更された定款の規定に基づき理事を選出する。これ以降、理事の任期は2年以内となる。
- 平成21年5月の総会において、理事の任期を2年以内とする定款変更の議決をし、定款変更に係る行政庁の認可がなされることを停止条件として、その定款の規定に基づき、その総会において任期2年の理事を選出することも可能である。

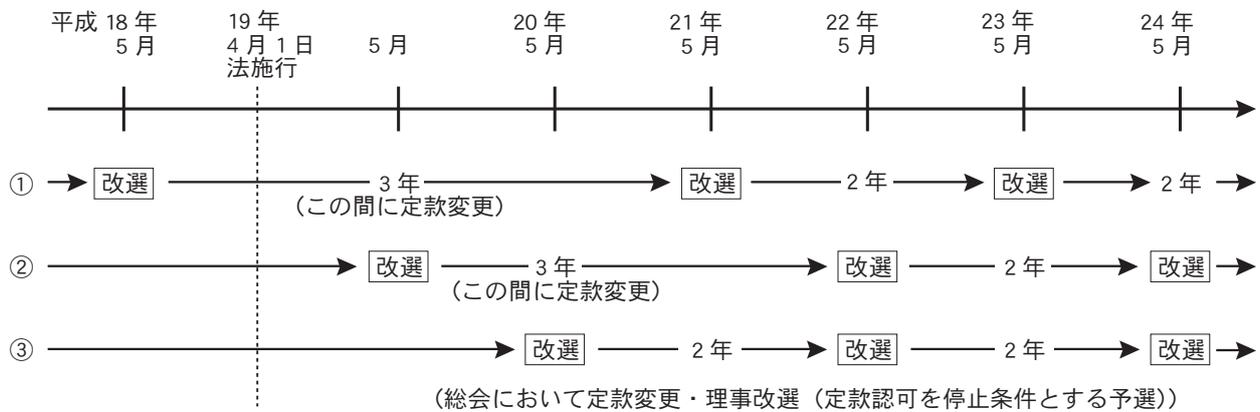
② 平成19年5月に3年任期で改選する場合

- 平成22年5月までは3年任期のまま。
- 平成22年5月までの間に定款を変更して2年以内とする。
- 平成22年5月の総会においては、2年以内に変更された定款の規定に基づき理事を選出する。これ以降、理事の任期は2年以内となる。
- 平成22年5月の総会において、理事の任期を2年以内とする定款変更の議決をし、定款変更に係る行政庁の認可がなされることを停止条件として、その定款の規定に基づき、その総会において任期2年の理事を選出することも可能である。

③ 平成20年5月に2年任期で改選する場合

- 平成20年5月の総会において理事の任期を2年以内とする定款変更の議決と同時に変更の

議決をした定款の認可を停止条件として理事の改選を行う。これ以降、理事の任期は2年以内となる。



(2) 監事 (任期を「3年」としている場合、どのタイミングで4年以内への定款変更をしなければならないのか?)

① 平成 18年 5月に3年任期で改選した場合

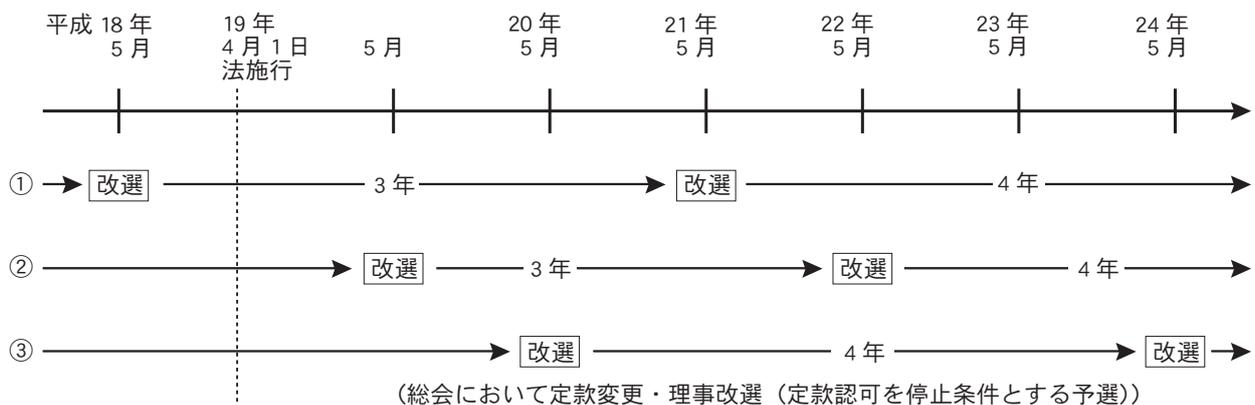
- 平成 21年 5月までは3年任期のまま。
- 平成 21年 5月の総会において、監事の任期を4年以内とする定款変更の議決をし、定款変更に係る行政庁の認可がなされることを停止条件として、その定款の規定に基づき、その総会において任期4年以内の監事を選出することも可能である。

② 平成 19年 5月に3年任期で改選する場合

- 平成 22年 5月までは3年任期のまま。
- 平成 22年 5月の総会において、監事の任期を4年以内とする定款変更の議決をし、定款変更に係る行政庁の認可がなされることを停止条件として、その定款の規定に基づき、その総会において任期4年以内の監事を選出することも可能である。

③ 平成 20年 5月に4年任期で改選する場合

- 平成 20年 5月の総会において監事の任期を4年以内とする定款変更の議決と同時に変更の議決をした定款の認可を停止条件として監事の改選を行う。これ以降、監事の任期は4年以内となる。



4. 共済事業定義の創設関係

これまで、中協法には、火災共済事業以外の例えば生命、自動車などの共済事業の明確な定義規定がありませんでした。今般、この共済事業の定義が規定されました。

組合員から事前に何らかの資金を徴収し、何らかの事故が発生した時に、組合員に対して一定の金銭を支払う場合、事故の内容及び慶弔金、見舞金といった名称に関わらず共済事業に該当します。共済事業に該当した場合、保険業法に類似した改正法上の諸規制が適用されることとなりますので、これに対応することが必要となります。

この点に関しては、下記の点に特に留意する必要があります。

規制対象となる共済事業であるかどうかは組合員に支払われる金額で判断されます。

この共済事業に該当するか否かは、組合員である1契約者（正確には1被共済者当たり）に対して支払う金額（共済金額）が10万円を超えるものであるか否かで判断されます。

この場合の「10万円」の適用は複数の共済契約がある場合には、それぞれの契約ごとに判断されます。

したがって、現在実施している事業の名称が共済事業でなく、例えば慶弔見舞金等の給付であっても、金額的に共済事業の範疇に入る場合は共済事業とみなされ、規制の対象となることに留意する必要があります。共済事業に該当しないようにするためには、給付金額を引下げるか、保険会社の保険に切り替えることが必要です。特に、既に平成19年度の事業年度が始まっている組合では、事業年度中に何らかの対応が必要となりますので留意が必要です。

他方で、商工組合、商工組合連合会においては、平成19年4月1日以降、共済金額が10万円を超える共済事業の実施が禁止されることとなりますので、十分にご注意下さい。

<中協法>

（事業協同組合及び事業協同小組合）

第九条の二 事業協同組合及び事業協同小組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業
- 二 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ
- 三 組合員の福利厚生に関する事業

3 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十を超えてはならない。

6 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員のために、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）その他これに準ずる者として主務省令で定めるものの業務の代理又は事務の代行（保険募集（同条第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）及びこれに関連する事務として主務省令で定めるものに限る。）を行うことができる。

7 第一項第三号の規定により共済事業（組合員その他の共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員その他の共済契約者の保護を確保することが必要なものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は組合員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済若しくは再共済責任の再再共済の事業を行う事業協同組合（以下「特定共済組合」という。）は、同項の規定にかかわらず、共済事業及びこれに附帯する事業並びに前項に規定する事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、主務省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

9 共済事業及び第六項に規定する事業における事業協同組合についての第三項の規定の適用については、同項ただし書中「組合員」とあるのは「組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規模の事業者であるもの」とし、事業協同小組合についての同項の規定の適用については、同項ただし書中「組合員」とあるのは「組合員及び組合員と生計を一にする親族」とする。

<中協法施行規則>

(共済事業)

第五条 法第九条の二第七項の組合員その他の共済契約者の保護を確保することが必要なものとして主務省令で定めるものは、一の被共済者当たりの共済金額が十万円を超える共済契約の締結を行う事業とする。

<中団法>

(商工組合の事業)

第十七条 商工組合は、次の事業の全部又は一部を行うものとする。

- 一 資格事業に関する指導及び教育
- 二 資格事業に関する情報又は資料の収集及び提供
- 三 資格事業に関する調査研究
- 四 前三号の事業に附帯する事業

2 商工組合（組合員に出資をさせる商工組合に限る。次項から第六項まで及び次条において同じ。）は、前項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業
- 二 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ
- 三 組合員の福利厚生に関する事業
- 四 組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する事業
- 五 前各号の事業に附帯する事業

3 商工組合は、前項第三号の規定により共済契約を締結する場合には、組合員その他の共済契約者の保護に欠けることとなるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める共済契約に限り、これを締結することができる。

<中団法施行規則>

(共済契約)

第七十七条 法第十七条第三項の主務省令で定める共済契約は、一の被共済者当たりの共済金額が十万円を超えない共済契約とする。

Ⅲ 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(整備法)及び「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」(ガバナンス向上改正法)施行による「中小企業等協同組合法」(中協法)、「中小企業団体の組織に関する法律」(中団法)の主な改正

* 実線で囲んである部分は、「整備法」により改正された現行の「中小企業等協同組合法」の条文であり、下線を引いた部分が改正された条文である。

* 破線で囲んである部分は、「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 75 号。「ガバナンス向上改正法」）により改正され、平成 19 年 4 月 1 日から施行される条文である。

1. 役員任期に関する任期伸長規定の導入

(役員任期)

第三十六条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

- 2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えてはならない。
- 3 前二項の規定は、定款によつて、前二項の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第 36 条に第 3 項が新設され、役員（理事・監事）の「任期伸長規定」が導入された。

これにより、法定の任期である 3 年を超えて役員改選が行われることとなっても法令定款違反とはならないことされた。

旧商法における役員任期伸長規定とは、①役員は通常総会で選出されるが、通常総会の会日によって異なることがあり、通常総会が役員任期を超えて開催されることがあり得るので、この場合、役員任期が通常総会の会日に応じて短縮又は伸長され、常に通常総会の終結の時をもって満了するように定めるのが便宜である、②また、任期伸長規定を認めることによって、通常総会において決算書類を承認するに当たって、決算期当時の役員に現任者として説明の任に当たらせることができ、より適正な運営が期待できる、として従来から存在した制度である。定時株主総会が所定の時期に開催されないときに、役員任期がいつ満了するのかに関しては、総会の本来開催されるべき時期の経過によって当然に満了すると解されており（株式会社の取締役の任期に関する通説・判例）、任期伸長規定のみでも任期が不定となることはないと言われていたところであり、会社法においても同様である。

なお、従来、全国中央会の定款参考例では、組合の役員任期は、定款の規定をもってしても法定の 3 年を超えることはできないが、3 年以内であれば、任期は定款で自由に定め得ることから、「理事 ○年又は任期中の第○回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第○回目の通常総会が○年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。」という規定を示し、ただし書きとして「任期伸長規定」を示し、例えば、役員任期を 2 年以下としている場合、2 年を超える通常総会終結時まで役員任期を伸長できることを例示していたところである。

2. 理事・監事の任期の変更（ガバナンス向上改正法による改正（平成 19 年 4 月 1 日施行。以下同じ。））

(役員任期)

第三十六条 理事任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

- 2 監事任期は、四年以内において定款で定める期間とする。
- 3 設立当時の役員任期は、前二項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

- 4 前三項の規定は、定款によつて、前三項の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。
- 5 前三項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

「3年以内で定款において定める期間」とされている役員の任期が、理事については「2年以内において定款で定める期間」、監事については「4年以内において定款で定める期間」とされた。

なお、権限を会計監査に限定される監事とその監査権限を業務全般にまで拡大された場合には、その任期は満了する。

* 役員任期の変更に伴う経過措置について（前掲）

3. 理事会の決議（追加・修正、第4項～6項新設）

第三十六条の六 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 組合は、定款の定めるところにより、理事が書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができるものとする事ができる。

4 組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（信用協同組合及び第九条の九 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

6 会社法第三百六十六条（招集権者）及び第三百六十八条（招集手続）の規定（信用協同組合及び第九条の九 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）は、理事会の招集について準用する。

【会社法の準用条文】

（招集権者）

第三百六十六条 （取締役会）理事会は、各（取締役）理事が招集する。ただし、（取締役会）理事会を招集する（取締役）理事を定款又は（取締役会）理事会で定めたときは、その（取締役）理事が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた（取締役）理事（以下この章において「招集権者」という。）以外の（取締役）理事は、招集権者に対し、（取締役会）理事会の目的である事項を示して、（取締役会）理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を（取締役会）理事会の日とする（取締役会）理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした（取締役）理事は、（取締役会）理事会を招集することができる。

（招集手続）

第三百六十八条 （取締役会）理事会を招集する者は、（取締役会）理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、各（取締役）理事（監査役設置会社にあつては、各取締役及び各監査役）に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、（取締役会）理事会は、（取締役）理事（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第1項は理事会の定足数を定める規定であるが、過半数を下限としながら、新たに、過半数を上回る割合（例えば「3分の2以上」）を定款（変更は総会の特別議決事項）又は規約（変更は総会の普通議決事項）で定めることができることとなった。

第4項が新設され、理事会の決議の目的である事項を事前に提案し、当該提案につき、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができることとなった。したがって、現実に理事会を開催することなく、書面のみあるいは電磁的方法のみにより理事会決議を行うことができることとなった。

また、第6項において準用する会社法第366条(招集権者)及び第368条(招集手続)の規定により、特別の事由がある場合には、招集権者以外の理事の請求を受けた理事会の招集や理事全員の同意がある場合には招集手続を経ることなく理事会が開催することができることとなった。

4. 理事会の議事録(正条文化)

第三十六条の七 理事会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 組合は、理事会の日(前条第四項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。次項において同じ。)から十年間、第一項の議事録又は同条第四項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。)をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 組合は、理事会の日から五年間、議事録等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをつとめるときは、この限りでない。

5 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

本条は、会社法第369条(取締役会の決議)第3項、第4項、第371条(議事録等)の規定に合わせ、中協法独自条文として正条文化された。

第1項では、「議事録が書面で作成されているときは、出席理事がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。」とし、「署名」のみで差し支えないことが明示された。従来どおり「記名押印」でも差し支えない。

旧商法第260条ノ4第2項は、「議事録ニハ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ出席シタル理事之ニ署名スルコトヲ要ス」とされ、「商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律」により「商法中署名スヘキ場合ニ於テハ記名押印ヲ以テ署名ニ代フルコトヲ得」とされていた。したがって、商法では「署名」が原則とされていたものの、実務的には「記名押印」が常態化していた。

しかし、会社法では第369条が「署名し、又は記名押印しなければならない。」と改正され、「商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律」は廃止されたことから、署名のみでも差し支えないことが明確にされたものといえる。

第2項では、議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合においては、「主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらねばならない。」とされ、同措置は「電子署名」とされた。

さらに、第36条の6第4項により、理事会の決議の目的である事項を事前に提案をし、当該提案につき、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができることとなった。したがって、現実に理事会を開催することなく、書面のみ(いわゆる「持ち回り決議」)あるいは電磁的方法のみ(パソコンを使用したメールの送受信など)により理事会決議を行うことができることとなった。

これは、会社法において採用された仕組みであるが、人的結合体である組合において、理事会そのものを開催せずに理事会決議があつたものとみなす方法を採用するか否かについては、慎重な検討が必要であろうと思われる。一方、複数都道府県を地区とする組合や全国を地区とする組合ある

いは全国の連合会などにおいては、常に理事が集合して会議体を持つことに伴う無駄を排除することができることから、この方法の採用を検討することも必要となろう。

また、第5項により、理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないこととなった。

これらを受けて、中小企業等協同組合法施行規則では、招集権者以外の理事の請求を受けた招集や理事全員の同意がある場合には招集手続を経ることなく理事会が開催される場合があり、そのような場合についてはその旨を明らかにすべきこと、理事会決議があつたものとみなされた場合の議事録の記載の方法、理事会への報告が不要とされた場合の議事録の記載方法について定めている。

中小企業等協同組合法施行規則（昭和三十年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第一号。平成十八年四月二十八日公布）

（理事会の議事録）

第三条之二 法第三十六条の七第一項（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
- 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
 - 二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ 法第三十六条の六第六項（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 法第三十六条の六第六項（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により理事が招集したもの
 - 三 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - 五 理事会に出席した理事又は監事の氏名
 - 六 理事会の議長が存するときは、議長の氏名
- 4 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
 - 一 法第三十六条の六第四項（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合次に掲げる事項
 - イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした理事の氏名
 - ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - ニ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名
 - 二 法第三十六条の六第五項（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項
 - イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ロ 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ハ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

組合の登記に関する規則である「法人登記規則」第7条が準用する「商業登記規則」第61条第4項第3号では、代表取締役の変更（同一人の退任と就任が連続して行われる「重任」を含む。）の登記の申請書には、取締役会の決議によって代表取締役を選定した場合には、出席した取締役及び監査役が取締役会の議事録に押印した印鑑について、市区町村長が作成した証明書を添付しなければならないこととされている。

このため、通常の理事会の議事録については、署名のみで差し支えないが、理事会決議によって代表理事を選定した際の議事録については、出席した理事は、署名ではなく記名押印としておくことが便宜である。

商業登記規則（平成十八年二月九日法務省令第十五号）

（添付書面）

第六十一条 定款の定め又は裁判所の許可がなければ登記すべき事項につき無効又は取消しの原因が存することとなる申請については、申請書に、定款又は裁判所の許可書を添付しなければならない。

- 2 設立（合併及び組織変更による設立を除く。）の登記の申請書には、設立時取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。取締役の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書に添付すべき取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑についても、同様とする。
- 3 取締役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「設立時取締役」とあるのは「設立時代表取締役又は設立時代表執行役」と、同項後段中「取締役」とあるのは「代表取締役又は代表執行役」とする。
- 4 代表取締役又は代表執行役の就任による変更の登記の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。ただし、当該印鑑と変更前の代表取締役又は代表執行役（取締役を兼ねる者に限る。）が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、この限りでない。
 - 一 株主総会又は種類株主総会の決議によつて代表取締役を定めた場合議長及び出席した取締役が株主総会又は種類株主総会の議事録に押印した印鑑
 - 二 取締役の互選によつて代表取締役を定めた場合 取締役がその互選を証する書面に押印した印鑑
 - 三 取締役会の決議によつて代表取締役又は代表執行役を選定した場合出席した取締役及び監査役が取締役会の議事録に押印した印鑑
- 5 設立の登記又は資本金の額の増加若しくは減少による変更の登記の申請書には、資本金の額が会社法及び会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の規定に従つて計上されたことを証する書面を添付しなければならない。
- 6 登記すべき事項につき会社に一定の分配可能額（会社法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額をいう。）又は欠損の額が存在することを要するときは、申請書にその事実を証する書面を添付しなければならない。
- 7 資本準備金の額の減少によつてする資本金の額の増加による変更の登記（会社法第四百四十八条第三項に規定する場合に限る。）の申請書には、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

✪ 理事会議事録の一例

第〇〇回理事会議事録

〇〇協同組合

1. 招集年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
2. 開催日時及び場所
 - (1) 開催日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇曜日午前〇時
 - (2) 開催場所 〇〇〇ビル〇〇会議室
東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇
3. 理事数及び出席理事数
 - (1) 理事数 〇〇人
 - (2) 出席理事数 〇〇人
4. 出席理事の氏名
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
5. 出席監事の氏名
〇〇〇〇
6. 議長の氏名
〇〇〇〇
7. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名 〇〇〇〇
8. 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
第1号議案 平成〇〇年度通常総会への提出議案について
議長は、〇〇に内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場異議なく可決決定した。

以上ですべての議案の審議を終了し、午前〇時〇分に閉会した。

出席理事	〇〇〇〇	署名	(〇〇〇〇)	㊟	記名押印)
出席理事	〇〇〇〇	署名	(〇〇〇〇)	㊟	記名押印)
出席理事	〇〇〇〇	署名	(〇〇〇〇)	㊟	記名押印)
出席理事	〇〇〇〇	署名	(〇〇〇〇)	㊟	記名押印)

(注) 通常の理事会議事録については、署名のみで差し支えないが、理事会決議によって代表理事を選定した際の議事録には、出席した理事は、署名ではなく記名押印としておくことが登記申請に際し便宜である。

これは、代表理事の就任による変更の登記（同一人の退任と就任が連続して行われる「重任」を含む。）の申請書には、議事録に押印した印鑑について、市区町村長の作成した印鑑証明書を添付しなければならないためである（商業登記規則第61条第4項）。

5. 総会の議事録（新設）

- 第五十三条の三 総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 組合は、総会の会日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 組合は、総会の会日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをつているときは、この限りでない。
- 4 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
- 二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

総会の議事については議事録を作成しなければならないことが明定された。

総会の議事録は、主務省令の定めるところにより、

- ①書面又は電磁的記録をもつて作成すること、
- ②総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は組合員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- ③議事の経過の要領及びその結果、
- ④出席した理事又は監事の氏名、
- ⑤議長の氏名、
- ⑥議事録作成に係る職務を行った理事の氏名を記載することとされた。

このうち、②の括弧内については、総会開催場所に存しない理事、監事又は組合員がインターネット、テレビ、電話等により出席した場合には、その出席方法を記載することとなる。

なお、総会の議事録に従来要求されていた「議長及び出席理事の署名（記名押印）」が不要となった。これは、改正後においては、第53条の3に、従来、旧第54条が準用していた旧商法第244条第2項「議事録ニハ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル理事之ニ署名スルコトヲ要ス」と同様の条文が置かれなかったことから、総会の議事録に要求されていた「議長及び出席理事の署名（記名押印）」が不要となったものである。

主たる事務所への議事録の備置き期間は10年間であり、従たる事務所には5年間その写しを備え置かなければならない。ただし、その議事録が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所でこれを表示できるようにしてある場合には、議事録の写しを備え置く必要はない。

組合員及び組合の債権者は、組合に対して、業務取扱時間内はいつでも総会議事録の閲覧・謄写を請求できる。

中小企業等協同組合法施行規則（昭和三十年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第一号。平成十八年四月二十八日公布）

（総会の議事録）

第五条の二 法第五十三条の三第一項（法第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。）の規定による総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

- 2 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
- 3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 一 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事若しくは監事又は組合員若しくは中央会の会員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
 - 二 総会の議事の経過の要領及びその結果
 - 三 総会に出席した理事又は監事の氏名
 - 四 総会の議長が存するときは、議長の氏名
 - 五 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

※総会議事録の一例

平成〇〇年度〇〇総会議事録		〇〇協同組合
1. 招集年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
2. 開催日時及び場所		
(1) 開催日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日〇曜日午後〇時	
(2) 開催場所	〇〇〇ホテル「〇〇の間」 東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇	
3. 組合員数及びその出席組合員数		
(1) 組合員数	〇〇人	
(2) 出席組合員数	〇〇人（本人出席〇〇人、委任状出席〇〇人、書面出席〇〇人）	
4. 出席理事の氏名	〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇	
5. 出席監事の氏名	〇〇〇〇	
6. 議長の氏名	〇〇〇〇	
7. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名	〇〇〇〇	
8. 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）		
第1号議案	平成〇〇年度事業報告及び決算関係書類承認の件 議長は、〇〇に内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。	
第2号議案	平成〇〇年度事業計画案及び収支予算案の件 議長は、〇〇に内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場異議なく原案通り可決決定した。	
以上ですべての議案の審議を終了し、午後〇時〇分に閉会した。		

6. 役員の資格要件の創設（ガバナンス向上改正法による改正）

（役員資格等）

第三十五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2 前項各号に掲げる者のほか、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、共済事業を行う組合の役員となることができない。

現行では役員資格要件について特段の規定はないが、会社法等の規定に違反し、刑の執行終了から2年を経過しない者等については役員となることが禁止される。

7. 監事に対する理事会議事録への署名の義務付け(ガバナンス向上改正法による改正)

(理事会の議事録)

第三十六条の七 理事会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 組合は、理事会の日（前条第四項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。次項において同じ。）から十年間、第一項の議事録又は同条第四項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 組合は、理事会の日から五年間、議事録等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをつとめるときは、この限りでない。

5 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

理事に加えて、理事会へ出席した監事に対して理事会の議事録への署名を義務づける。

8. 代表理事（正条文化）

第三十六条の八 理事会は、理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 代表理事については、第三十六条の二、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条並びに会社法第三百五十四条の規定を準用する。

【中小企業等協同組合法の準用条文＝「役員に残任義務」】

第三十六条の二（役員）代表理事が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた（役員）代表理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した（役員）代表理事は、新たに選任された（役員）代表理事が就任するまで、なお（役員）代表理事としての権利義務を有する。

【民法の準用条文】

（法人の不法行為能力等）

第四十四条 法人は、理事その他の代理人がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

（理事の代理権の制限）

第五十四条 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

第五十五条 理事は、定款（、寄附行為）又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔参考〕

（法人の代表）

第五十三条 理事は、法人のすべての事務について、法人を代表する。

【会社法の準用条文】

（表見代表取締役）

第三百五十四条（株式会社）組合は、（代表取締役）代表理事以外の（取締役）理事に（社長、副社長）理事長、副理事長その他（株式会社）組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該（取締役）理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

会社法第 349 条の規定に合わせ、中協法独自条文として正条文化された。

理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。

代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有している。代表理事は、必要常設の組合代表機関であり、業務執行機関である。法人である組合の行為は、代表機関の行為により実現され、その代表行為をなし得る範囲は、単に組合の業務に関する行為に限らず、組合の権利能力の範囲内に属する一切の行為に及ぶと解されている。

組合は、代表理事が職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

代表理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

代表理事は、定款又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

組合は、代表理事以外の理事に理事長、副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

会社法第 349 条第 2 項には、「複数代表制」（「代表取締役が二人以上ある場合には、取締役は、各自、株式会社を代表する。」）が規定されているが、従来、旧商法第 261 条第 2 項に規定されていた「共同代表制」（「数人ノ代表取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定ムルコトヲ得」）は採用されず、廃止された。

旧商法における共同代表取締役の登記制度の趣旨は、代表権の濫用を相互に牽制させるための制度を設け、これを外部に公示させることにあったところ、相手方が当該代表取締役が単独代表権を有しているものと信じてトラブルの原因となることが多いとの指摘がなされ、実際には、表見代表取締役の規定によって保護されることが裁判上通常とされていたことなどから、会社法では、共同代表制については、取締役の代表権に対する単なる内部的制限と位置づけ、これを登記事項から削除した。

9. 理事による利益相反取引の制限（第 38 条関係）（ガバナンス向上改正法による改正）

（理事の自己契約等）

第三十八条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

理事と組合の取引に関して、現行の自己契約に加え、自己又は第三者のために組合と取引しようとするとき、組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするときにも、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。また、当該理事に対して取引後の理事会への報告を義務づける。

10. 役員の場合に対する損害賠償責任

第三十八条の二 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

3 前項の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

4 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 代表理事 六

二 代表理事以外の理事 四

三 監事 二

6 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

7 信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事は、第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 第五項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

役員は、組合との委任契約に基づき、善良なる管理者の注意をもって職務（委任事務）を執行する義務を負っている（善管注意義務）。

これを怠つた場合には、これによって生じた損害について、任務懈怠責任として損害を賠償する責任を負わなければならない。

従来、理事の組合に対する損害賠償責任については、理事会の決議に賛成した理事は組合に損害を与える行為をしたものとみなされる、理事会で異議を唱えたことが議事録に記録されていない理事は決議に賛成したものとみなされる、理事の責任は総組合員の同意がなければ免除することができない、こととされていたが、任務懈怠責任についての「善意かつ無重過失の場合の責任の一部免除制度」は適用されていなかった。監事の組合に対する損害賠償責任については、理事との連帯責任とされていた。

(1) 任務懈怠責任

理事、監事は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（第1項）。

任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づいて行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなされ（第2項）、決議に参加した理事が議事録に異議を唱えた旨の記録がない場合には、その決議に賛成したものとみなされる（第3項）。

(2) 任務懈怠責任の一部免除

任務懈怠責任は、原則として総組合員の同意がなければ免除することができない。

なお、信用協同組合又は第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会の理事は、理事の責任免除に関する議案を総会に提出するには各監事の同意を得なければならない（第7項）。

任務懈怠責任の一部責任免除制度は、旧商法第266条第7項と同様、総会の議決（特別議決）により役員の損害賠償責任を事後的に一部免除する制度である（第5項）。

免除することができない額（最低責任限度額）は、1年間当たりの報酬等相当額に代表理事は「6」、代表理事以外の理事は「4」、監事は「2」を乗じて得た額である。

1年間当たりの報酬等相当額の算定方法は施行規則で定められる。一部免除議決の日の属する事業年度又はその前の各事業年度において当該役員が報酬等（理事については使用人兼務役員の使用人分を含む。）の額の、事業年度ごとの合計額中最も高い額を用いることとなる。

さらに、一部免除議決の日において既に退職慰労金を受領していた場合においては、受領した退職慰労金の額（使用人兼務役員の場合は、兼任期間に相当する使用人分を含む。）を、在職年数と各数のいずれか大きい数で除した額が加算される。

(3) 任務懈怠責任の一部免除を行う総会における関連事項の開示

任務懈怠責任の一部免除を提案する総会においては、理事はその関連事項として、以下の事項を開示しなければならない（第6項）。

- ① 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
- ② 免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- ③ 責任を免除すべき理由及び免除額

(4) 退職慰労金等の総会承認

任務懈怠責任の一部免除の議決があった場合、その総会議決後、役員に対し退職慰労金その他の財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

11. 役員損害賠償責任の免除に関する責任限定契約規定の整備(ガバナンス向上改正法による改正)

(役員組合に対する損害賠償責任)

第三十八条の二 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

3 前項の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

4 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

- 一 代表理事 六
- 二 代表理事以外の理事 四
- 三 監事 二

6 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

- 一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
- 二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- 三 責任を免除すべき理由及び免除額

7 監査権限限定組合以外の組合の理事は、第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 第五項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

9 第四項の規定にかかわらず、第一項の責任については、会社法第四百二十六条（第四項を除く。）及び第四百二十七条の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十六条第一項中「取締役（当該責任を負う取締役を除く。）の過半数の同意（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）」とあるのは「理事会の決議」と、同条第三項中「責任を免除する旨の同意（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）」とあるのは「責任を免除する旨の理事会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【会社法の準用】

(取締役等による免除に関する定款の定め)

第四百二十六条（第四百二十四条）中小企業等協同組合法第三十八条の二第四項の規定にかかわらず、（監査役設置会社（取締役が二人以上ある場合に限る。））監査権限限定組合（同法第二十七条第八項に規定する監査権限限定組合をいう。）以外の組合（又は委員会設置会社）（理事が二人以上ある場合に限る。）は、（第四百二十三条第一項）同法第三十八条の二第一項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、（前条第一項）同条第五項の規定により免除することができる額を限度として（取締役（当該責任を負う取締役を除く。）の過半数の同意（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議））理事会の決議によつて免除することができる旨を定款で定めることができる。

- 2 (前条第三項) 中小企業等協同組合法第三十八条の二第七項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め(取締役(監査委員であるものを除く。))及び執行役の責任を免除することができる旨の定めに限る。)(理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を(株主総会)総会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除(取締役(監査委員であるものを除く。))及び執行役(理事の責任の免除に限る。))についての(取締役)理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案を(取締役会)理事会に提出する場合について準用する。
- 3 第一項の規定による定款の定めに基づいて(役員等)役員を免除する旨の(同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議))理事会の決議を行ったときは、(取締役)理事は、遅滞なく、(前条第二項各号)中小企業等協同組合法第三十八条の二第六項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を(公告し、又は株主)組合員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。
- 5 (総株主(第三項の責任を負う役員等であるものを除く。))総組合員(第三項の責任を負う役員であるものを除く。)の議決権の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権を有する(株主)組合員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、(株式会社)組合は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。
- 6 (前条第四項及び第五項)中小企業等協同組合法第三十八条の二第八項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

(責任限定契約)

第四百二十七条 (第四百二十四条) 中小企業等協同組合法第三十八条の二第四項の規定にかかわらず、(株式会社)組合は、(社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人(以下この条において「社外取締役等」という。))組合員外理事(組合の理事であつて、当該組合の組合員又は組合員である法人の役員でないものをいう。以下同じ。))又は組合員外監事(組合の監事であつて、当該組合の組合員又は組合員である法人の役員若しくは使用人でなく、かつ、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社(同法代弁条第五項第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。))の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかつたものをいう。以下同じ。)の(第四百二十三条第一項)同法第三十八条の二第一項の責任について、当該(社外取締役等)組合員外理事又は組合員外監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を(社外取締役等)組合員外理事又は組合員外監事と締結することができる旨を定款で定めることができる。

- 2 前項の契約を締結した(社外取締役等)組合員外理事又は組合員外監事が当該(株式会社)組合又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。
- 3 (第四百二十五条第三項) 中小企業等協同組合法第三十八条の二第七項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め(社外取締役(監査委員であるものを除く。))組合員外理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を(株主総会)総会に提出する場合について準用する。
- 4 第一項の契約を締結した(株式会社)組合が、当該契約の相手方である(社外取締役等)組合員外理事又は組合員外監事が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される(株主総会)総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
 - 一 (第四百二十五条第二項第一号及び第二号) 中小企業等協同組合法第三十八条の二第六項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
 - 三 (第四百二十三条第一項) 中小企業等協同組合法第三十八条の二第一項の損害のうち、当該(社外取締役等)組合員外理事又は組合員外監事が賠償する責任を負わないとされた額
- 5 (第四百二十五条第四項及び第五項) 中小企業等協同組合法第三十八条の二第八項の規定は、(社外取締役等)組合員外理事又は組合員外監事が第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

免除額をあらかじめ定め、理事会の決議によって当該免除額を限度として免除することができる旨を定款で定めること等ができることとされる。

また、理事の損害賠償責任の免除に関する議案を総会に提出する場合には、業務監査権限を付与された監事を置く組合に限り、監事の同意が必要となる。

12. 役員に対する第三者に対する損害賠償責任

第三十八条の三 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為(信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事にあつては、イに掲げる行為を除く。)

イ 第四十条第一項に規定する決算関係書類に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

従来、理事の第三者に対する損害賠償責任については、その職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずるとされ、決算関係書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、第三者に対する損害賠償の責任を負うこととされ、理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかったことを証明したときは責任を負わないこととされていた。

監事の組合に対する損害賠償責任については、理事との連帯責任とされていた。

本条は、これらについて分割新設されたものであり、実質における変更はない。

13. 役員¹の連帯責任

第三十八条の四 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

14. 組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等（追加・修正）

第十条の二 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 加入の年月日
 - 三 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
- 2 組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 一 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 組合員名簿が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

従来、第39条において、定款と並んで「その他の書類」として規定されていた組合員名簿であったが、組合が組合員名簿を作成しなければならないことが新たに条文を起こして明示された。

組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置き、組合員及び組合の債権者が閲覧・謄写の請求をした場合には、正当な理由がないのにこれを拒むことができないことは従来どおりであるが、組合員名簿が電磁的記録によって作成されている場合についての閲覧謄写の対象についての規定が新たに加わっている。

組合員又は組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも（従来は「何時でも」であったが、「その業務取扱時間内はいつでも」として時間的観念を明確にした規定とされた。）、①組合員名簿が書面で作成されている場合にはその書面の閲覧謄写を請求することができ、②組合員名簿が電磁的記録で作成されている場合には「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの」（施行規則第1条の7の2）の閲覧謄写を請求できる。

15. 定款（追加・修正）

第三十三条 組合の定款には、次の事項（火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会にあつては第八号の事項を、企業組合にあつては第三号及び第八号の事項を除く。）を記載し、又は記録しなければならぬ。

- 一 事業
- 二 名称

- 三 地区
 - 四 事務所の所在地
 - 五 組合員たる資格に関する規定
 - 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
 - 七 出資一口の金額及びその払込みの方法
 - 八 経費の分担に関する規定
 - 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
 - 十 準備金の額及びその積立の方法
 - 十一 役員の定数及びその選挙又は選任に関する規定
 - 十二 事業年度
 - 十三 公告方法（組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）
- 2 火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金額の削減及び共済掛金の追徴に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。
 - 3 組合の定款には、前二項のほか、組合の存続期間又は解散の事由を定めたときはその機関又はその事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲受人の氏名を記載し、又は記録しなければならない。
 - 4 組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。
 - 一 官報に掲載する方法
 - 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - 三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）
 - 5 組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
 - 6 組合が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。
 - 一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
 - 二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日
 - 7 組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三項（電子公告の中断）、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条（電子公告調査等）の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十三条第六項の規定にかかわらず、同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
 - 8 第一項から第三項までに掲げる事項のほか、組合の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

組合の定款の記載事項としての公告方法として、当該組合の「事務所の店頭に掲示する方法」のほか、①官報に掲載する方法、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法、③電子公告、とすることができる旨が明示された。

従来、株式会社の公告方法についての明確な規定を商法が持っていなかったことから、平成9年に商法が改正され、株式会社、弁護士法人等の公告方法を「官報に限定」する一方、その他の業法に基づく組織における公告方法については「制限を設けない」とこととされた。

組合の公告方法については、平成9年の商法改正に伴う中協法の改正により、第69条が改正され、商法改正により旧商法第421条第1項に付け加えられた「官報ヲ以テ公告」を中協法では「公告」と読み替えることとされた。改正された第69条は、組合の公告の方法について、特段の限定をしないことを規定したものである。組合の解散の公告の方法を官報に限定しないこととしたのであるから、法に定めがある場合を除き、組合の公告方法は自由であり、組合の掲示場に掲示し、また、必要があるときは新聞に掲載することでよいこととされていたところである。

電子公告は、今回の整備法による改正を機に導入されたが、平成16年の商法改正により創設されたもので、今回の会社法によって創設されたものではない。

組合の電子公告は、公告すべき内容を組合のインターネットホームページに掲載してする方法であり、電子公告を公告方法とする場合には定款にその旨を定め、公告ホームページのアドレスを登記し、公告期間中、公告ホームページに公告内容が掲載されているかどうかについての調査機関の調査を受ける必要がある（調査結果通知書が登記申請の際の添付書類となる。）。

組合が電子公告を採用する場合には、定款には公告方法を電子公告とする旨を定めればよく、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、官報又は新聞のいずれかを定款に定めることができる。

なお、官報については、現在、紙の官報と同一内容のものが独立行政法人国立印刷局のインターネットホームページ上に掲載されているが、電子官報は電子公告に当たらない。これは、電子官報は紙の官報に附属するものと取り扱われており、無料で電子官報を閲覧できる「官報閲覧サービス」は、当日を含む1週間分の内容に限られている等の点において、電子公告と同等のものとはいえないからである。官報閲覧サービスのほかに、「官報検索サービス」があるが、これは昭和22年5月3日以降発行の官報について、目次及び記事の検索機能を持つが、有料である点で電子官報とは異なる。

16. 定款の備置き及び閲覧等（追加・修正）

第三十四条の二 組合は、定款、規約及び共済規程（以下この条において「定款等」という。）を各事務所に備え置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 定款等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における前項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをつている組合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

定款等を書面をもつて作成した場合と、電磁的記録をもつて作成した場合とで、閲覧・謄写の請求に係る提示の方法が異なるため、両者の方法が示された。

また、定款等が電磁的記録をもつて作成されている場合には、主たる事務所でのみ閲覧・謄写に応じればよいこととされた。

17. 組合と役員との関係（正条文化等）

本条から第36条の5までの規定において、旧第42条において準用されていた旧商法等の規定が独自条文として正条文化された。

第三十五条の三 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

【民法の準用条文】

(委任)

第六百四十三条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

(受任者の注意義務)

第六百四十四条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

(受任者による報告)

第六百四十五条 受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

(受任者による受取物の引渡し等)

第六百四十六条 受任者は、委任事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その収取した果実についても、同様とする。

2 受任者は、委任者のために自己の名で取得した権利を委任者に移転しなければならない。

(受任者の金銭の消費についての責任)

第六百四十七条 受任者は、委任者に引き渡すべき金額又はその利益のために用いるべき金額を自己のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

(受任者の報酬)

第六百四十八条 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

2 受任者は、報酬を受けるべき場合には、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬を定めたときは、第六百二十四条第二項の規定を準用する。

3 委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

(受任者による費用の前払請求)

第六百四十九条 委任事務を処理するについて費用を要するときは、委任者は、受任者の請求により、その前払をしなければならない。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百五十条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

2 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる債務を負担したときは、委任者に対し、自己に代わってその弁済することを請求することができる。この場合において、その債務が弁済期にないときは、委任者に対し、相当の担保を供させることができる。

3 受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる。

(委任の解除)

第六百五十一条 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

2 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

(委任の解除の効力)

第六百五十二条 第六百二十条の規定は、委任について準用する。

(委任の終了事由)

第六百五十三条 委任は、次に掲げる事由によって終了する。

- 一 委任者又は受任者の死亡
- 二 委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- 三 受任者が後見開始の審判を受けたこと。

(委任の終了後の処分)

第六百五十四条 委任が終了した場合において、急迫の事情があるときは、受任者又はその相続人若しくは法定代理人は、委任者又はその相続人若しくは法定代理人が委任事務を処理することができるに至るまで、必要な処分をしなければならない。

(委任の終了の対抗要件)

第六百五十五条 委任の終了事由は、これを相手方に通知したとき、又は相手方がこれを知っていたときでなければ、これをもってその相手方に対抗することができない。

(準委任)

第六百五十六条 この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。

従来、中協法が旧商法を準用し、旧商法が準用する民法を準用していたところ、中協法が直接、民法の委任に関する規定を準用することとされた。

組合と役員の関係は、委任に関する規定に従うこととされ、役員は、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負っている（民法第 644 条）。

18. 役員に欠員を生じた場合の措置（正条文化）

第三十六条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の数数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

会社法第 351 条（欠員の場合の処置）の規定が中協法独自条文として正条文化された。役員が欠けた場合又は員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する（役員が残任義務）ことが明示された。

19. 理事の忠実義務（正条文化）

第三十六条の三 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

2 理事については、会社法第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）の規定を準用する。この場合において、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」と読み替えるものとする。

3 信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合の理事については、会社法第三百五十三条（株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）及び第三百六十四条（取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）の規定を準用する。

【会社法の準用条文】

（株主）組合員による（取締役）理事の行為の差止め

第三百六十条（六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主）組合員は、（取締役）理事が（株式会社）組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該（株式会社）組合に（著しい損害）回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該（取締役）理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（株式会社）組合と（取締役）理事との間の訴えにおける（会社）組合の代表

第三百五十三条 第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、（株式会社）組合が（取締役）理事（（取締役）理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は（取締役）理事が（株式会社）組合に対して訴えを提起する場合には、（株主総会）総会は、当該訴えについて（株式会社）組合を代表する者を定めることができる。

（取締役会設置会社）組合と（取締役）理事との間の訴えにおける（会社）組合の代表

第三百六十四条 第三百五十三条に規定する場合には、（取締役会）理事会は、同条の規定による（株主総会）総会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて（取締役会設置会社）組合を代表する者を定めることができる。

会社法第 355 条（忠実義務）の規定が中協法独自条文として正条文化された。

理事は、法令、定款、規約、総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならないことが明示された。

また、会社法第 360 条の規定が準用され、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令、定款に違反する行為をしたり、そのおそれがある場合に、その行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができることとされた。

20. 監事

第三十六条の四 監事は、理事の職務の執行（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合の監事にあつては、会計に関するものに限る。）を監査する。

2 信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合の監事については、会社法第三百八十九条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項第二号中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。

【会社法の準用条文】

（定款の定めによる監査範囲の限定）

第三百八十九条

- 4 (第二項の監査役) 監事は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は(取締役) 理事及び(会計参与並びに支配人) 参事その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。
 - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を(法務省令) 主務省令で定める方法により表示したもの
- 5 (第二項の監査役) 監事は、その職務を行うため必要があるときは、(株式会社の子会社) 組合に対して会計に関する報告を求め、又は(株式会社若しくはその子会社) 組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

信用協同組合及び会員の預金又は定期積金の受入れの事業を行う協同組合連合会の監事は、理事の職務の執行を監査するものとされているが、これら以外の一般の組合の監事の権限は会計に関するものに限ることとされており、業務執行権限は付与されていない。

監事の閲覧謄写請求権、報告請求権、調査権について、会社法を準用している。

21. 監事の権限の強化と限定(ガバナンス向上改正法による改正)

(役員)の職務及び権限等

- 第三十六条の三 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。
- 2 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法第三百六十一条の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条(第一項を除く。)、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社(監査役)の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 組合員(協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が第三十五条第六項の政令で定める基準を超えない組合(第四十条の二第一項に規定する会計監査人の監査を要する組合を除く。)は、第二項の規定にかかわらず、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。
- 5 前項の規定による定款の定めがある組合においては、理事については会社法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を、監事については同法第三百八十九条第二項から第七項までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同条第二項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 前三項(第三項において準用する会社法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に係る部分を除く。)の規定は、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、適用しない。

【会社法の準用】

(取締役) 理事の報告義務

第三百五十七条 (取締役) 理事は、(株式会社) 組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を(株主) 組合員((監査役設置会社) 監査権限限定組合(中小企業等協同組合法第二十七条第八項に規定する監査権限限定組合をいう。以下同じ。)) 以外の組合にあつては、(監査役) 監事) に報告しなければならない。

(株主) 組合員による(取締役) 理事の行為の差止め

第三百六十条 六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き(株式を有する株主) 組合員である者は、(取締役) 理事が(株式会社) 組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をしておそれがある場合において、当該行為によって当該(株式会社) 組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該(取締役) 理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

- 3 (監査役設置会社又は委員会設置会社) 組合における第一項の規定の適用については、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」とする。

((取締役) 理事の報酬等)

第三百六十一条 (取締役) 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として(株式会社)組合から受ける財産上の利益(以下この章において「報酬等」という。)についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、(株主総会)総会の決議によって定める。

- 一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
- 二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
- 三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2 前項第二号又は第三号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を(株主総会)総会に提出した(取締役)理事は、当該(株主総会)総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。

((監査役) 監事の選任に関する(監査役) 監事の同意等)

第三百四十三条 (取締役) 理事は、(監査役がある場合において、監査役) 監事の選任に関する議案を(株主総会)総会に提出するには、(監査役) 監事(監査役) 監事が二人以上ある場合においては、その過半数)の同意を得なければならない。

2 (監査役) 監事は、(取締役) 理事に対し、(監査役) 監事の選任を(株主総会)総会の目的とすること又は(監査役) 監事の選任に関する議案を(株主総会)総会に提出することを請求することができる。

((会計参与) 監事等の選任等についての意見の陳述)

第三百四十五条 (会計参与) 監事は、(株主総会)総会において、(会計参与) 監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

2 (会計参与) 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される(株主総会)総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

3 (取締役) 理事は、前項の者に対し、同項の(株主総会)総会を招集する旨及び第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

((株主総会) 総会の招集の決定)

第二百九十八条

- 一 (株主総会) 総会の日時及び場所

((監査役) 監事の権限)

第三百八十一条

2 (監査役) 監事は、いつでも、(取締役) 理事及び(会計参与並びに支配人) 参事その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は(監査役設置会社) 監査権限定組合以外の組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 (監査役) 監事は、その職務を行うため必要があるときは、(監査役設置会社) 組合の子会社(中小企業等協同組合法第三十五条第六項に規定する子会社をいい、共済事業(同法第九条の二第七項に規定する共済事業をいう。)を行う組合にあつては、同法第六十一条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

((取締役) 理事会への報告義務)

第三百八十二条 (監査役) 監事は、(取締役) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を(取締役(取締役設置会社) 理事会)に報告しなければならない。

((取締役会) 理事会への出席義務等)

第三百八十三条 (監査役) 監事は、(取締役会) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 (監査役) 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、(取締役) 理事(第三百六十六条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者)に対し、(取締役会) 理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を(取締役会) 理事会の日とする(取締役会) 理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした(監査役) 監事は、(取締役会) 理事会を招集することができる。

((株主総会) 総会に対する報告義務)

第三百八十四条 (監査役) 監事は、(取締役) 理事が(株主総会)総会に提出しようとする議案、書類その他(法務省令) 主務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を(株主総会)総会に報告しなければならない。

((監査役) 監事による(取締役) 理事の行為の差止め)

第三百八十五条 (監査役) 監事は、(取締役) 理事が(監査役設置会社) 組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該(監査役設置会社) 組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該(取締役) 理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の(取締役) 理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

((監査役設置会社) 組合と(取締役) 理事との間の訴えにおける(会社) 組合の代表)

第三百八十六条 (第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条) 中小企業等協同組合法第三十六条の八第二項の規定にかかわらず、(監査役設置会社) 組合が(取締役(取締役であった者を含む。以下この条において同じ。)) 理事(理事であった者を含む。以下この条において同じ。)に対し、又は(取締役) 理事が(監査役設置会社) 組合に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、(監査役) 監事が(監査役設置会社) 組合を代表する。

2 (第三百四十九条第四項) 中小企業等協同組合法第三十六条の八第二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、(監査役) 監事が(監査役設置会社) 組合を代表する。

- 一 (監査役設置会社) 組合が第八百四十七条第一項の訴えの提起の請求(取締役の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。)を受ける場合
- 二 (監査役設置会社) 組合が第八百四十九条第三項の訴訟告知(取締役の責任を追及する訴えに係るものに限る。)並びに第八百五十条第二項の規定による通知及び催告(取締役の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。)を受ける場合

((監査役) 監事の報酬等)

第三百八十七条 (監査役) 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、(株主総会) 総会の決議によって定める。

- 2 (監査役) 監事が二人以上ある場合において、各(監査役) 監事の報酬等について定款の定め又は(株主総会) 総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、(監査役) 監事の協議によって定める。
- 3 (監査役) 監事は、(株主総会) 総会において、(監査役) 監事の報酬等について意見を述べることができる。

(費用等の請求)

第三百八十八条 (監査役) 監事がその職務の執行について(監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)) 組合に対して次に掲げる請求をしたときは、当該(監査役設置会社) 組合は、当該請求に係る費用又は債務が当該(監査役) 監事の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供)の請求

((株式会社) 組合と(取締役) 理事との間の訴えにおける(会社) 組合の代表)

第三百五十三条 (第三百四十九条第四項) 中小企業等協同組合法第三十六条の八第二項の規定にかかわらず、(株式会社) 組合が(取締役(取締役であった者を含む。以下この条において同じ。)) 理事(理事であった者を含む。以下この条において同じ。)に対し、又は(取締役) 理事が(株式会社) 組合に対して訴えを提起する場合には、(株主総会) 総会は、当該訴えについて(株式会社) 組合を代表する者を定めることができる。

((株主) 組合員による(取締役) 理事の行為の差止め)

第三百六十条 六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き(株式を有する株主) 組合員である者は、(取締役) 理事が(株式会社) 組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該(株式会社) 組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該(取締役) 理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

((取締役会設置会社) 組合と(取締役) 理事との間の訴えにおける(会社) 組合の代表)

第三百六十四条 第三百五十三条に規定する場合には、(取締役会) 理事会は、同条の規定による(株主総会) 総会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて(取締役会設置会社) 組合を代表する者を定めることができる。

(定款の定めによる監査範囲の限定)

第三百八十九条

- 2 (前項) 中小企業等協同組合法第三十六条の三第四項の規定による定款の定めがある(株式会社) 組合の(監査役) 監事は、(法務省令) 主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 3 前項の(監査役) 監事は、(取締役) 理事が(株主総会) 総会に提出しようとする会計に関する議案、書類その他の(法務省令) 主務省令で定めるものを調査し、その調査の結果を(株主総会) 総会に報告しなければならない。
- 4 第二項の(監査役) 監事は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は(取締役) 理事及び(会計参与並びに支配人) 参事その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。
 - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を(法務省令) 主務省令で定める方法により表示したもの
- 5 第二項の(監査役) 監事は、その職務を行うため必要があるときは、(株式会社) 組合の(子会社に) 子会社(中小企業等協同組合法第三十五条第六項に規定する子会社をいい、共済事業(同法第九条の二第七項に規定する共済事業をいう。)を行う組合にあつては、同法第六十一条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に対して会計に関する報告を求め、又は(株式会社) 組合若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 6 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告又は調査を拒むことができる。
- 7 (第三百八十一条から第三百八十六条まで) 中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する第三百八十一条(第一項を除く。)、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十六条までの規定は、(第一項) 同法第三十六条の三第四項の規定による定款の定めがある(株式会社) 組合については、適用しない。

現行では会計監査に限定されている監事の権限に、業務監査権限(理事の職務執行の監査)が追加される。

組合員の総数が政令で定める数を超えない組合にあっては、定款において監事の監査権限を現行の会計監査に限定することができる(第4項)。

ただし、信用協同組合及び信用協同組合連合会には適用されない(別途「協同組合による金融事業に関する法律」による規制に従う。)

22. 監査権限限定組合における理事、組合員等の権利義務に関する規定の整備（ガバナンス向上改正法による改正）

（理事会の決議）

- 第三十六条の六 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
 - 3 組合は、定款の定めるところにより、理事が書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。
 - 4 組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査権限限定組合以外の組合にあつては、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。
 - 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
 - 6 会社法第三百六十六条（招集権者）、第三百六十七条（株主による招集の請求）及び第三百六十八条（招集手続）の規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

【会社法の準用】

（株主）組合員による招集の請求

第三百六十七条（取締役会設置会社（監査役設置会社及び委員会設置会社を除く。）監査権限限定組合（中小企業等協同組合法第二十七条第八項に規定する監査権限限定組合をいう。以下同じ。）以外の組合の（株主）組合員は、（取締役）理事が（取締役会設置会社）組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、（取締役会）理事会の招集を請求することができる。

（招集手続）

第三百六十八条（取締役会）理事会を招集する者は、（取締役会）理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、各（取締役）理事（（監査役設置会社）監査権限限定組合以外の組合にあつては、（各取締役及び各監査役）各理事及び各監事）に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

監査権限限定組合においては、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認められるときには、組合員が理事会を招集できる。また、理事会の開催を請求した組合員は理事会に出席し、意見を述べることができる。

23. 理事会の権限等（正条文化）

第三十六条の五 組合は、理事会を置かなければならない。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。
- 3 組合の業務の執行は、理事会が決する。

旧第42条は商法第260条（取締役会の権限）の規定を準用していなかったが、会社法第362条（取締役会の権限等）の規定に倣い正条文化された。

ただし、会社法の株式会社においては、取締役一人でも差し支えなく、「取締役会」を設置しない機関設計も可能となっていることから、会社法第362条第1項は「取締役会は、すべての取締役で組織する。」旨の規定となっているのに対し、組合においては定款の定めをもってしても廃止することのできない必要合議機関であることから、本条第1項に「組合は、理事会を置かなければならない。」旨を規定し、第2項で「理事会は、すべての理事で組織する。」と規定している。

24. 役員の実任を追及する訴え

第三十九条 役員の実任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【会社法の準用条文】

第二節 株式会社における責任追及等の訴え

(責任追及等の訴え)

第八百四十七条 六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き（株式）持分を有する（株主（第八百四十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。））組合員は、（株式会社）組合に対し、書面その他の（法務省令）主務省令で定める方法により、（発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等（第四百二十三条第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）若しくは清算人）役員の実任を追及する訴え、第二百十条第三項の利益の返還を求める訴え又は第二百十二条第一項若しくは第二百八十五条第一項の規定による支払を求める訴え（以下この節において「責任追及等の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、（次に掲げる）責任追及等の訴えが当該組合員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該組合に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

- 3 （株式会社）組合が第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該請求をした（株主）組合員は、（株式会社）組合のために、責任追及等の訴えを提起することができる。
- 4 （株式会社）組合は、第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しない場合において、当該請求をした（株主）組合員又は同項の（発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等若しくは清算人）役員から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及等の訴えを提起しない理由を書面その他の（法務省令）主務省令で定める方法により通知しなければならない。
- 5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により（株式会社）組合に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、第一項の（株主）組合員は、（株式会社）組合のために、直ちに責任追及等の訴えを提起することができる。ただし、同項各号に掲げる場合は、この限りでない。
- 6 第三項又は前項の責任追及等の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。
- 7 （株主）組合員が責任追及等の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申立てにより、当該（株主）組合員に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。
- 8 被告が前項の申立てをするには、責任追及等の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

(訴えの管轄)

第八百四十八条 責任追及等の訴えは、（株式会社）組合の（本店）主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(訴訟参加)

第八百四十九条 （株主）組合員又は（株式会社）組合は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなるとき、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

- 2 （株式会社）組合が、（取締役（監査委員を除く。）、執行役員及び清算人並びに）理事及びこれらの者であった者を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加するには、次の各号に掲げる（株式会社）組合の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。
 - 一 （監査役設置会社）監査権限定組合（中小企業等協同組合法第二十七条第八項に規定する監査権限定組合をいう。）以外の組合（監査役）監事（（監査役）監事が二人以上ある場合にあっては、各（監査役）監事）
- 3 （株主）組合員は、責任追及等の訴えを提起したときは、遅滞なく、（株式会社）組合に対し、訴訟告知をしなければならない。
- 4 （株式会社）組合は、責任追及等の訴えを提起したとき、又は前項の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告し、又は（株主）組合員に通知しなければならない。

(和解)

第八百五十条 民事訴訟法第二百六十七条の規定は、（株式会社）組合が責任追及等の訴えに係る訴訟における和解の当事者でない場合には、当該訴訟における訴訟の目的については、適用しない。ただし、当該（株式会社）組合の承認がある場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合において、裁判所は、（株式会社）組合に対し、和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があるときは二週間以内に異議を述べるべき旨を催告しなければならない。
- 3 （株式会社）組合が前項の期間内に書面により異議を述べなかったときは、同項の規定による通知の内容で（株主）組合員が和解をすることを承認したものとみなす。
- 4 （第五十五条、第二百十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項）中小企業等協同組合法第三十八条の二第四項の規定は、責任追及等の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、適用しない。

(費用等の請求)

第八百五十二条 責任追及等の訴えを提起した（株主）組合員が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及等の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該（株式会社）組合に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

- 2 責任追及等の訴えを提起した(株主)組合員が敗訴した場合であっても、悪意があったときを除き、当該(株主)組合員は、当該(株式会社)組合に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負わない。
- 3 前二項の規定は、第八百四十九条第一項の規定により同項の訴訟に参加した(株主)組合員について準用する。
- (再審の訴え)
- 第八百五十三条 責任追及等の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して責任追及等の訴えに係る訴訟の目的である株式会社の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、(株式会社)組合又は(株主)組合員は、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。
- 2 前条の規定は、前項の再審の訴えについて準用する。

第 39 条において、役員を責任追及する訴えについて、会社法第 7 編雑則第 2 章訴訟第 2 節株式会社における責任追及等の訴え(会社法第 847 条以下)の規定を準用している。

(1) 株主代表訴訟

株主代表訴訟とは、役員等の会社に対する損害賠償責任等につき、株主が会社に代わって責任追及をする訴訟形態である。

平成 5 年商法改正で裁判費用が低額で済むようになり(会社法第 847 条第 6 項、民事訴訟費用法第 4 条第 2 項、別表第一。13,000 円)、株主自らによる経営監督手段として活用されている。

(2) 提訴請求から代表訴訟の提起まで

本条では、6 カ月(定款で短縮可能)前から引き続き持分を有する組合員は、組合に対し、自発的な責任追及訴訟の提起を書面その他主務省令で定める方法により促さなければならない(会社法第 847 条第 1 項。提訴請求)。

① 資格要件

組合が、組合員からの提訴請求後 60 日以内に訴訟提起をしない場合にはじめて、組合員代表訴訟を提起することができる(同条第 3 項)。ただし、この期間の経過により組合に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、提訴請求を経ずに代表訴訟を提起することができる(同条第 5 項)。

② 提訴請求の方式

書面その他の主務省令で定める方法によらなければならない。

③ 不当な提訴請求の禁止

組合員若しくは第三者の不正な利益を図り、又は組合に損害を与えることを目的とする場合などの不当な提訴請求は禁止されている(同条第 1 項ただし書き)。

④ 不提訴理由通知制度

提訴請求を受けた組合は、60 日以内に責任追及訴訟を提起しない場合において、当該請求組合員又は当該役員等から請求を受けたときは、遅滞なく、責任追及訴訟請求を提起しない理由を、書面その他の主務省令で定める方法により通知しなければならない(同条第 4 項)。

(3) 組合員代表訴訟における手続

① 担保提供命令制度

組合員代表訴訟が提起されたときは、被告は、代表訴訟の提起が「悪意によるもの」であることを疎明して、当該組合員に対し相当の担保を立てることを命じることを申し立てることができる(同条第 7 項、第 8 項)。

② 訴訟参加

組合員又は組合は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及訴訟(代表訴訟を含む。)に参加することができる(同法第 849 条)。

③ 和解

責任追及訴訟(代表訴訟を含む。)における和解の手続については、民事訴訟法第 267 条(「和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。」)の規定は、組合が責任追及等の訴えに係る訴訟における和解の当事者でない場合には、当該組合の承認がある場合を除き、当該訴訟の目的については適用しないこととされている(同法第 850 条第 1 項)。

この場合、裁判所は、組合に対し、和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があるときは2週間以内に異議を述べるべき旨を催告しなければならない（同条第2項）。

組合が2週間以内に書面により異議を述べなかったときは、裁判所の通知の内容で組合員が和解をすることを承認したものとみなされる（同条第3項）。

責任追及等の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、役員等の損害賠償責任に関する総組合員の同意による免除等の規定は、責任追及等の訴えに係る訴訟における和解をする場合には適用されない（同条第4項）。

④ 費用等の請求

代表訴訟を提起した組合員が勝訴した場合、当該組合員は当該組合に対し、敗訴被告に転嫁することができない必要費用や弁護士報酬等につき、相当額の支払いを請求することができる（同法第852条第1項）。組合員が敗訴した場合であっても、悪意があったときを除き、当該組合員は当該組合に対し、損害賠償義務を負わない（同条第2項）。訴訟参加した組合員についても同様である（同条第3項）。

⑤ 再審の訴え

原告と被告とが共謀して、組合の権利を害する目的をもって責任追及訴訟につき判決をさせた場合、その判決が確定した場合であっても再審の訴えを提起することができる（同法第853条）。

25. 決算関係書類の提出、備置き及び閲覧（修正）

第四十条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案（以下この条において「決算関係書類」という。）を監事に提出し、又は提供し、かつ、決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 決算関係書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

4 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

5 前各項の規定は、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、適用しない。

決算関係書類を電磁的記録により作成すること明示され、閲覧・謄写を請求することができる時間的観念を明確にし、従来の「何時でも」を会社法の規定に合わせ、「業務取扱時間内は、いつでも」に修正された。

26. 決算関係書類等に関する規定の整備（ガバナンス向上改正法による改正）

（決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等）

第四十条 組合は、主務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書を作成しなければならない。

3 決算関係書類及び事業報告書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 組合は、決算関係書類を作成した時から十年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。

5 第二項の決算関係書類及び事業報告書は、主務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

- 6 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書は、理事会の承認を受けなければならない。
- 7 理事は、通常総会の通知に際して、主務省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告又は次条第一項の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。
- 8 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。
- 9 理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。
- 10 組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日の二週間前の日から五年間、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 11 組合は、決算関係書類及び事業報告書の写しを、通常総会の日の二週間前の日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。
- 12 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 決算関係書類及び事業報告書が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 13 前各項の規定は、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、適用しない。

① 組合成立時の貸借対照表の作成義務

組合の設立に関連し、組合の成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

② 主務省令に基づく決算関係書類等の作成

これまで、作成義務が課されていた財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（損失処理案）、事業報告書について、主務省令で定めるところにより作成しなければならない。

③ 決算関係書類等の理事会承認の明記

理事会承認が必要であるとの規定が創設された。

④ 組合員に対する決算関係書類等の提供

組合員に対する通常総会の招集通知に際して、会議の目的たる事項（議案）を示すことに加え、決算関係書類、事業報告書、監査報告等を事前に提供しなければならない。

⑤ 決算関係書類等の保存期間等の明記

決算関係書類及び事業報告書についてはその保存期間が規定されていなかったが、作成した時から10年間保存しなければならない。

監事の監査並びに理事会及び通常総会の承認を受け、その日の2週間前から5年間主たる事務所（従たる事務所にあつては3年間）に備え置かなければならない。

⑥ 決算関係書類等の謄本又は抄本の交付の請求

組合員、組合の債権者に認められている閲覧又は謄写の対象に、決算関係書類のほかに事業報告書が追加される。また、謄本又は抄本の交付請求が追加される。この場合、当該請求者はその費用を支払う必要がある。

27. 会計帳簿等の作成及び閲覧等（修正）

第四十一条 組合は、主務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 組合員は、総組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 第一項の規定は、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、適用しない。

会社法の規定に合わせ、本条第1項で、組合が適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない旨が規定された（適時性及び正確性の明示）。会計帳簿の作成の適時性については、会計帳簿に記載すべき事象が発生した都度、適時に記帳すべきものであるが、税務申告時にまとめて記帳するなど適時性を欠いた記帳が行われる傾向にあるとして、作成の適時性が明文で規定されたものである。また、会計帳簿の作成の正確性については、会計帳簿及びこれに基づいて作成される計算書類の適正性を確保し、利害関係人を保護する観点から重要であることから明文で規定されたものである。

なお、会計帳簿の具体的内容については、主務省令に委任されている。

総組合員の10分の1（10分の1を下回る割合を定款で定めた場合にはその割合）以上の同意を得た組合員は、組合の業務取扱時間内はいつでも会計帳簿の閲覧・謄写を請求することができ、組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことはできない。

また、閲覧・謄写を請求することができる時間的観念を明確にし、従来の「何時でも」を会社法の規定に合わせ「業務取扱時間内は、いつでも」に修正された。

閲覧・謄写の対象となるのは、会計帳簿が書面をもって作成されているときはその書面の、電磁的記録をもって作成されているときはその記録された事項を表示したものである。

28. 会計帳簿の保存義務及び閲覧請求に関する規定の整備（ガバナンス向上改正法による改正）

（会計帳簿等の作成等）

第四十一条 組合は、主務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

3 組合員は総組合員の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのに拒んではならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 第一項の規定は、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、適用しない。

5 共済事業を行う組合並びに信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会についての第三項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは、「十分の一」とする。

(1) 会計帳簿の保存期間の明記

会計帳簿については、保存期間が規定されていなかったが、その閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(2) 組合員の会計帳簿等の閲覧要件の緩和

共済事業を行う組合、信用協同組合及び信用協同組合連合会以外の組合の組合員は、その総数の100分の3（現行は10分の1）以上の同意を得て組合に対して会計帳簿の閲覧請求等を行うことができる。

29. 役員の変更（修正）

- 第四十二条 組合員は、総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の連署をもつて、役員の変更を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。
- 2 前項の規定による変更の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程の違反を理由として変更を請求するときは、この限りでない。
 - 3 第一項の規定による変更の請求は、変更の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。
 - 4 第一項の規定による変更の請求をする者は、前項の書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、組合の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
 - 5 第一項の規定による変更の請求があつた場合（第三項の書面の提出があつた場合に限る。）には、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に第三項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
 - 6 第一項の規定による変更の請求があつた場合（第四項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。）には、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に第四項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
 - 7 前項に規定する場合には、組合は、同項の書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る役員の承諾を得て、第四項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。
 - 8 第五項又は第六項の場合については、第四十七条第二項及び第四十八条の規定を準用する。この場合において、第四十七条第二項中「組合員が総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したとき」とあり、及び第四十八条後段中「組合員が総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得たとき」とあるのは、「第四十二条第一項の規定による役員の変更の請求があつたとき」と読み替えるものとする。

総組合員の5分の1以上の「連署」による役員変更請求（リコール）に係る規定であるが、5分の1を下回る割合を定款で定めることができることが明示された。

第4項において、役員変更請求を書面に代えて、電磁的方法により組合の承諾を得て、組合に提供することができることとされた。

30. 参事及び会計主任の解任請求（修正）

- 第四十五条 組合員は、総組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。
- 2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。
 - 3 第一項の規定による解任の請求をする者は、前項の書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、組合の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
 - 4 第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

- 5 第二項の書面の提出があつた場合には、理事は、前項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。
- 6 第三項の電磁的方法による提供があつた場合には、理事は、第四項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第三項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。
- 7 前項に規定する場合には、組合は、同行の書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る参事又は会計主任の承諾を得て、第三項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

参事及び会計主任の解任請求に関する条文であるが、第1項において、総組合員の10分の1以上の「同意」に代えて、10分の1を下回る割合を定款で定めることができることが明示された。

第3項において、参事又は会計主任の解任請求を書面に代えて組合の承諾を得て、電磁的方法により提供することができることとされた。

31. 臨時総会の招集（修正）

- 第四十七条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。
- 2 組合員が総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。
 - 3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。
 - 4 前項前段の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

第2項において、総組合員の5分の1以上の「同意」による臨時総会招集請求に係る規定であるが、5分の1を下回る割合を定款で定めることができることが明示された。

32. 総会の招集（修正）

- 第四十八条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者が不在の場合において、組合員が総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得たときも同様である。

理事の職務を行う者が不在の場合、総組合員の5分の1以上の「同意」を得、かつ、行政庁の承認を得て自らが行う臨時総会招集に係る規定であるが、5分の1を下回る割合を定款で定めることができることが明示された。

33. 総会招集の手続（第1項修正、第2項、第3項新設）

- 第四十九条 総会の招集は、会日の十日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。
- 2 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。
 - 3 第一項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第1項において、総会招集の手續としての招集期間について、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができることが明示された。

第2項が新設され、総会の招集は理事会が決定することが明示された。

第3項が新設され、組合員全員の同意があるときは招集の手續を経ることなく総会を開催することができることとされた。

34. 特別の議決（第6号追加）

第五十三条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 組合の解散又は合併
- 三 組合員の除名
- 四 事業の全部の譲渡
- 五 組合員の出資口数に係る限度の特例
- 六 第三十八条の二第五項の規定による責任の免除

第38条の2第5項の規定（役員の場合に対する損害賠償責任）による役員の場合の責任の免除が特別議決事項として新設された。

35. 延期又は続行の決議（新設）

第五十三条の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十九条の規定は、適用しない。

総会開始前にその総会の開催自体を先に延ばすことを「延期」、総会において議案の審議を開始した後議事を中断し残る議案の審議を後日開催する総会において行うことを「続行」という。延期又は続行の議決をした場合には、その総会は同一性を保持しながら継続するから、改めて開催手續を必要とせず、議決された日時に当然に再開することになる。

続行の議決（過半数）がなされた場合、総会を2週間以内に開催するのであれば「継続会」となるが、2週間を超えて開催する場合には「臨時総会」となり、改めて招集手續をとることが必要となると解されている。

この場合、継続会において議決権を行使し得る組合員は、最初の総会に出席することのできた組合員はもちろんのこと、最初の総会に欠席した組合員であっても継続会において議決権を行使できる。

最初の総会に提出された委任状は、「継続会」においても効力を有する。ただし、最初の総会の後に、本人が代理権の授与行為を撤回したときは委任状は「無効」となり、代理権の授与行為の撤回が立証されないときは、代理権があり、委任状は「有効」とであると解されている（通説・判例）。

36. 総会における理事及び監事の説明義務の創設（ガバナンス向上改正法による改正）

（理事及び監事の説明義務）

第五十三条の二 理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

37. 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

第五十四条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）を準用する。

総会の決議の不存在・無効の確認・取消しの訴えについては、会社法の規定を準用している。

(1) 総会の決議の不存在・無効の確認の訴え

総会の決議については、決議が存在しないことの確認及び決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であることの確認を、裁判所に訴えをもって請求することができる（会社法第 830 条）。

(2) 総会の決議の取消しの訴え

組合員は、総会の決議の日から 3 カ月以内に訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる（会社法第 831 条）。

ただし、決議の取消しを請求することができるのは、次の場合に限られている。①総会の招集の手續又は決議の方法が法令・定款に違反し、又は著しく不公正なとき、②総会の決議の内容が定款に違反するとき、③総会の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がされたとき。

38. 債権者の異議

第五十六条の二 組合が出資一口の金額の減少をする場合には、組合の債権者は、当該組合に対し、出資一口の金額の減少について異議を述べることができる。

2 前項の場合には、組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 出資一口の金額を減少する旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べる旨

3 前項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該出資一口の金額の減少について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

組合が出資一口の金額の減少をする場合には、組合の債権者は、異議を述べるができる。この場合には、組合は、①出資一口の金額を減少する旨、②債権者が一定の期間内（1 カ月）に異議を述べる旨を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

官報公告のほか、日刊新聞紙公告又は電子公告を行った場合には、各別の催告は不要となる。

39. 出資一口の金額の減少の無効の訴え

第五十七条 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定（信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）を準用する。

【会社法の準用条文】

（会社の組織に関する行為の無効の訴え）

第八百二十八条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもってのみ主張することができる。

- 五 株式会社における資本金の額の減少 資本金の額の減少の効力が生じた日から六箇月以内
- 2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。
 - 五 前項第五号に掲げる行為 当該株式会社の株主等、破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかった債権者（被告）

第八百三十四条 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「会社の組織に関する訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。

- 一 会社の設立の無効の訴え 設立する会社
- 二 株式会社の成立後における株式の発行の無効の訴え（第八百四十条第一項において「新株発行の無効の訴え」という。） 株式の発行をした株式会社
- 三 自己株式の処分の無効の訴え 自己株式の処分をした株式会社
- 四 新株予約権の発行の無効の訴え 新株予約権の発行をした株式会社
- 五 株式会社における資本金の額の減少の無効の訴え 当該株式会社
- 六 会社の組織変更の無効の訴え 組織変更後の会社
- 七 会社の吸収合併の無効の訴え 吸収合併後存続する会社
- 八 会社の新設合併の無効の訴え 新設合併により設立する会社
- 九 会社の吸収分割の無効の訴え 吸収分割契約をした会社
- 十 会社の新設分割の無効の訴え 新設分割をする会社及び新設分割により設立する会社
- 十一 株式会社の株式交換の無効の訴え 株式交換契約をした会社
- 十二 株式会社の株式移転の無効の訴え 株式移転をする株式会社及び株式移転により設立する株式会社
- 十三 株式会社の成立後における株式の発行が存在しないことの確認の訴え 株式の発行をした株式会社
- 十四 自己株式の処分が存在しないことの確認の訴え 自己株式の処分をした株式会社
- 十五 新株予約権の発行が存在しないことの確認の訴え 新株予約権の発行をした株式会社
- 十六 株主総会等の決議が存在しないこと又は株主総会等の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え 当該株式会社
- 十七 株主総会等の決議の取消しの訴え 当該株式会社
- 十八 第八百三十二条第一号の規定による持分会社の設立の取消しの訴え 当該持分会社
- 十九 第八百三十二条第二号の規定による持分会社の設立の取消しの訴え 当該持分会社及び同号の社員
- 二十 株式会社の解散の訴え 当該株式会社
- 二十一 持分会社の解散の訴え 当該持分会社

（訴えの管轄及び移送）

第八百三十五条 会社の組織に関する訴えは、被告となる会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

（担保提供命令）

第八百三十六条 会社の組織に関する訴えであつて、株主又は設立時株主が提起することができるものについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該会社の組織に関する訴えを提起した株主又は設立時株主に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、会社の組織に関する訴えであつて、債権者が提起することができるものについて準用する。
- 3 被告は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

（弁論等の必要的併合）

第八百三十七条 同一の請求を目的とする会社の組織に関する訴えに係る訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）

第八百三十八条 会社の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

（無効又は取消しの判決の効力）

第八百三十九条 会社の組織に関する訴え（第八百三十四条第一号から第十二号まで、第十八号及び第十九号に掲げる訴えに限る。）に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為（当該行為によって会社が設立された場合にあっては当該設立を含み、当該行為に際して株式又は新株予約権が交付された場合にあっては当該株式又は新株予約権を含む。）は、将来に向かってその効力を失う。

（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）

第八百四十六条 会社の組織に関する訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があったときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

組合の出資一口金額の減少無効の訴えについては、会社法の株式会社における資本金の額の減少の無効の訴えの規定を準用することとされた。

したがって、出資一口金額の減少無効の訴えは、その効力が生じた日から6カ月以内に、組合員、破産管財人、出資一口の金額の減少について承認をしなかった債権者に限り訴えを提起することができる。

40. 会計原則に関する規定の整備（ガバナンス向上改正法による改正）

（会計の原則）

第五十七条の六 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従わなければならないことが明示された。

41. 合併契約

第六十三条 組合は、他の組合と合併をすることができる。この場合においては、合併をする組合は、合併契約を締結しなければならない。

平成9年の商法改正により、株式会社の合併の規定が整備され、新設合併、吸収合併に分けて整理された。

会社法においても、合併に関する規定はそのまま維持されており、会社法となったことに起因する改正はなされていない。

中協法では、従来から第64条で、「各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから設立委員を選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他必要な行為をしなければならない。」とされている。

株式会社においては、合併に当たって、各社の代表取締役が考えて行動すればよいが、組合にあっては、設立委員を選任して、設立委員全員一致で定款、役員を選任に当たることとなる。

総会において組合員のうちから選任するのであるから、代表理事も設立委員となることが想定されており、権限についても、合併後の組合の「定款を作成し、その他必要な行為をしなければならない。」と明確に規定されている。

なお、今回の「整備法」による改正を機に、会社法の合併の規定を準用する形で債権者保護規定が追加されている。

組合が他の組合と合併するには、合併契約を締結する必要がある（第63条）。

組合の合併には、吸収合併と新設合併とがある。いずれの場合も法律の手続によって行うこととなる。

（1）吸収合併

吸収合併については、吸収合併契約において、存続組合及び消滅組合の名称、住所、存続組合の地区、出資一口金額等を定め（第63条の2）、この合併契約内容を記載した書面又は記録した電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない（第63条の4）。

債権者保護手続きについては、出資一口の金額の減少の規定（第56条の2）を準用している（第63条の4）。

消滅組合の組合員及び債権者は、吸収合併契約の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録

の閲覧・謄写等を請求することができる。

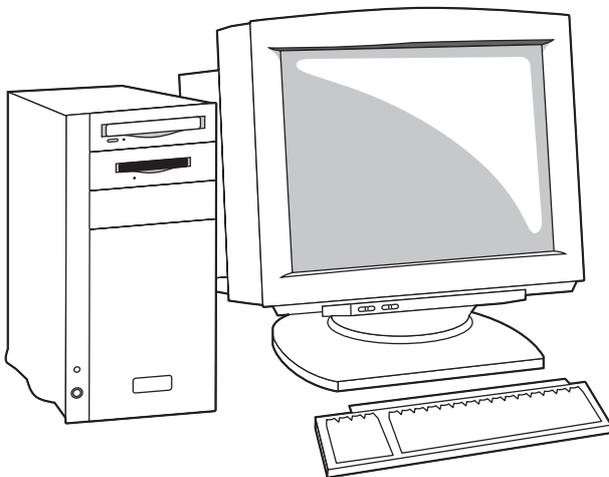
消滅組合は、総会で合併契約の承認を受けなければならない。ただし、消滅組合の総組合員数が存続組合の総組合員数の5分の1を超えない場合であって、かつ、消滅組合の総資産額が存続組合の総資産額の5分の1を超えない場合の合併については総会の承認は不要である(第63条の5)。

(2) 新設合併

新設合併については、新設合併契約において、消滅組合の名称、住所、設立組合の事業、名称、地区、主たる事務所の所在地及び出資一口の金額等を定め(第63条の3)、消滅組合は、この合併契約内容を記載した書面又は記録した電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない(第63条の6)。

新設合併設立組合の設立については、第4節(設立)の規定は適用されない(第64条)。

組合の合併は、行政庁の認可を受けなければその効力を生じない。この認可については、設立の認可基準に関する規定が準用されている(第27条の2第4項～第6項)。



IV 大規模な組合にだけ上乗せされる措置

1. 監事の権限強化（第36条の3関係）

（役員職務及び権限等）

第三十六条の三 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

2 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法第三百六十一条の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条（第一項を除く。）、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が第三十五条第六項の政令で定める基準を超えない組合（第四十条の二第一項に規定する会計監査人の監査を要する組合を除く。）は、第二項の規定にかかわらず、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

5 前項の規定による定款の定めがある組合においては、理事については会社法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を、監事については同法第三百八十九条第二項から第七項までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同条第二項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 前三項（第三項において準用する会社法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に係る部分を除く。）の規定は、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、適用しない。

【会社法の準用】

（取締役）理事の報告義務

第三百五十七条 （取締役）理事は、（株式会社）組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を（株主（監査役設置会社にあつては、監査役））組合員（監査権限限定組合（中小企業等協同組合法第二十七条第八項に規定する監査権限限定組合をいう。以下同じ。））以外の組合にあつては、監事）に報告しなければならない。

（株主）組合員による（取締役）理事の行為の差止め

第三百六十条 六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き（株式）持分を有する（株主）組合員は、（取締役）理事が（株式会社）組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該（株式会社）組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該（取締役）理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（参考）

3 監査役設置会社又は委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」とする。

（取締役）理事の報酬等

第三百六十一条 （取締役）理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として（株式会社）組合から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、（株主総会）総会の決議によって定める。

- 一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
- 二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
- 三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2 前項第二号又は第三号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を（株主総会）総会に提出した（取締役）理事は、当該（株主総会）総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。

（監査役）監事の選任に関する（監査役）監事の同意等

第三百四十三条 (取締役) 理事は、(監査役) 監事がある場合において、(監査役) 監事の選任に関する議案を(株主総会) 総会に提出するには、(監査役) 監事(監査役) 監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数)の同意を得なければならない。

2 (監査役) 監事は、(取締役) 理事に対し、(監査役) 監事の選任を(株主総会) 総会の目的とすること又は(監査役) 監事の選任に関する議案を(株主総会) 総会に提出することを請求することができる。

(会計参与等) 監事の選任等についての意見の陳述)

第三百四十五条 (会計参与) 監事は、(株主総会) 総会において、(会計参与) 監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

2 (会計参与) 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される(株主総会) 総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

3 (取締役) 理事は、前項の者に対し、同項の(株主総会) 総会を招集する旨及び第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

(監査役) 監事の権限)

第三百八十一条

2 (監査役) 監事は、いつでも、(取締役) 理事及び(会計参与並びに支配人) 参事その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は(監査役設置会社) 監査権限限定組合以外の組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 (監査役) 監事は、その職務を行うため必要があるときは、(監査役設置会社) 監査権限限定組合以外の組合の子会社(中小企業等協同組合法第三十五条第六項に規定する子会社をいい、共済事業(同法第九条の二第七項に規定する共済事業をいう。)を行う組合にあっては、同法第六十一条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

(取締役) 理事への報告義務)

第三百八十二条 (監査役) 監事は、(取締役) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を(取締役(取締役会設置会社)にあっては、取締役会) 理事会に報告しなければならない。

(取締役会) 理事会への出席義務等)

第三百八十三条 (監査役) 監事は、(取締役会) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 (監査役) 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、(取締役) 理事(第三百六十六条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者)に対し、(取締役会) 理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を(取締役会) 理事会の日とする(取締役会) 理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした(監査役) 監事は、(取締役会) 理事会を招集することができる。

(株主総会) 総会に対する報告義務)

第三百八十四条 (監査役) 監事は、(取締役) 理事が(株主総会) 総会に提出しようとする議案、書類その他(法務省令) 主務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を(株主総会) 総会に報告しなければならない。

(監査役) 監事による(取締役) 理事の行為の差止め)

第三百八十五条 (監査役) 監事は、(取締役) 理事が(監査役設置会社) 監査権限限定組合以外の組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該(監査役設置会社) 監査権限限定組合以外の組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該(取締役) 理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の(取締役) 理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監査役設置会社) 組合と(取締役) 理事との間の訴えにおける(会社) 組合の代表)

第三百八十六条 (第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条) 中小企業等協同組合法第三十六条の八第二項の規定にかかわらず、(監査役設置会社) 監査権限限定組合以外の組合が(取締役) 理事((取締役) 理事であった者を含む。以下この条において同じ。)に対し、又は(取締役) 理事が(監査役設置会社) 監査権限限定組合以外の組合に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、(監査役) 監事が(監査役設置会社) 監査権限限定組合以外の組合を代表する。

2 (第三百四十九条第四項) 中小企業等協同組合法第三十六条の八第二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、(監査役) 監事が(監査役設置会社) 監査権限限定組合以外の組合を代表する。

一 (監査役設置会社) 監査権限限定組合以外の組合が第八百四十七条第一項の訴えの提起の請求((取締役) 理事の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。)を受ける場合

二 (監査役設置会社) 監査権限限定組合以外の組合が第八百四十九条第三項の訴訟告知((取締役) 理事の責任を追及する訴えに係るものに限る。)並びに第八百五十条第二項の規定による通知及び催告((取締役) 理事の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。)を受ける場合

(監査役) 監事の報酬等)

第三百八十七条 (監査役) 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、(株主総会) 総会の決議によって定める。

2 (監査役) 監事が二人以上ある場合において、各(監査役) 監事の報酬等について定款の定め又は(株主総会) 総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、(監査役) 監事の協議によって定める。

3 (監査役) 監事は、(株主総会) 総会において、(監査役) 監事の報酬等について意見を述べることができる。

(費用等の請求)

第三百八十八条 (監査役) 監事がその職務の執行について(監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)) 組合に対して次に掲げる請求をしたときは、当該(監査役設置会社) 組合は、当該請求に係る費用又は債務が当該(監査役) 監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

（株式会社）組合と（取締役）理事との間の訴えにおける（会社）組合の代表）

第三百五十三条（第三百四十九条第四項）中小企業等協同組合法第三十六条の八第二項の規定にかかわらず、（株式会社）組合が（取締役）理事（（取締役）理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は（取締役）理事が（株式会社）組合に対して訴えを提起する場合には、（株主総会）総会は、当該訴えについて（株式会社）組合を代表する者を定めることができる。

（取締役会設置会社）組合と（取締役）理事との間の訴えにおける（会社）組合の代表）

第三百六十四条 第三百五十三条に規定する場合には、（取締役会）理事会は、同条の規定による（株主総会）総会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて（取締役会設置会社）組合を代表する者を定めることができる。

（定款の定めによる監査範囲の限定）

第三百八十九条

- 2（前項）中小企業等協同組合法第三十六条の三第四項の規定による定款の定めがある（株式会社）組合の（監査役）監事は、（法務省令）主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 3 前項の（監査役）監事は、（取締役）理事が（株主総会）総会に提出しようとする会計に関する議案、書類その他の（法務省令）主務省令で定めるものを調査し、その調査の結果を（株主総会）総会に報告しなければならない。
- 4 第二項の（監査役）監事は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は（取締役及び会計参与並びに支配人）理事及び参事その他の使用人に対して会計に関する方向を求めることができる。
 - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を（法務省令）主務省令で定める方法により表示したもの
- 5 第二項の（監査役）監事は、その職務を行うため必要があるときは、（株式会社）組合の子会社（中小企業等協同組合法第三十五条第六項に規定する子会社をいい、共済事業（同法第九条の二第七項に規定する共済事業をいう。）を行う組合にあっては、同法第六十一条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に対して会計に関する報告を求め、又は（株式会社）組合若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 6 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告又は調査を拒むことができる。
- 7（第三百八十一条から第三百八十六条まで）中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項の規定により準用する第三百八十一条（第一項を除く。）、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十六条までの規定は、（第一項）第三十六条の三第四項の規定による定款の定めがある（株式会社）組合については、適用しない。

現行では会計監査に限定されている監事の権限に、業務監査権限（理事の職務執行の監査）が追加される。

組合員の総数が政令で定める数（1,000人）を超えない組合にあっては、定款において監事の監査権限を現行の会計監査に限定することができる（第4項）。

監事の権限を会計監査に限定した組合の監事は、組合の業務及び財産の状況の調査、理事の不正行為（そのおそれ）があると認めるときの理事会への報告、理事会への出席・意見陳述義務、理事会の招集請求、調査結果の総会への報告、理事の行為の差止請求、組合と理事との間の訴えについての監事の組合代表の規定は適用されない。

なお、信用協同組合及び信用協同組合連合会については、別途「協同組合による金融事業に関する法律」による規制に従うこととなっている。

2. 員外監事制度の導入（第35条関係）

（役員）

第三十五条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

- 2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。
- 3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。
- 4 理事（企業組合の理事を除く。以下この項において同じ。）の定数の少なくとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員でなければならない。
- 5 企業組合の理事は、組合員（特定組合員を除く。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし、設立当時の理事は、組合員になろうとする者でなければならない。

- 6 組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が政令で定める基準を超える組合（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。）は、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社（組合が総株主（総社員を含む。）の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有する会社をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。
- 7 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。
- 8 役員選挙は、無記名投票によつて行う。
- 9 投票は、一人につき一票とする。
- 10 第八項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によつて行うことができる。
- 11 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会（設立当時の役員は、創立総会）に諮り、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。
- 12 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。
- 13 第三項の規定にかかわらず、役員は、定款の定めるところにより、総会（設立当時の役員は、創立総会）において選任することができる。

現行では、員外監事を置くか否かは組合の自主的な判断に委ねられているが、組合員の総数が政令で定める基準（1,000人。信用協同組合及び信用協同組合連合会を除く。）を超える組合においては、監事のうち1人以上は、員外監事を置くことが義務づけられた。

この場合、員外監事は、組合員又は組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外のものであつて、かつ、その就任前5年間に当該組合又はその子会社の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

3. 余裕金の運用制限の導入（第57条の5関係）

（余裕金運用の制限）

第五十七条の五 共済事業を行う組合及び共済事業を行う組合以外の組合（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であつて組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が第三十五条第六項の政令で定める基準を超えるものは、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託
- 二 郵便貯金
- 三 国債、地方債又は主務省令で定める有価証券の取得

共済事業を行う組合及び共済事業を行う組合以外の組合（信用協同組合及び信用協同組合連合会を除く。）であつて組合員の総数が政令で定める基準を超えるものは、業務上の余裕金を法律で定める方法によるほか運用してはならないこととされ、具体的には省令で定められることとなっている。

V 共済事業の健全性の確保のための措置関係

共済事業を実施する組合に関しては、今後ガイドライン等の詳細が示される予定。

1. 事業協同組合、協同組合連合会関係

①特定共済組合等の名称変更に係る定款変更の認可（新中協法第6条、附則2条）

(注6) 特定共済組合等に該当する組合で名称中に「共済協同組合」等の文字が使用されていないものは、法施行後最初に開かれる通常総会（通常は平成19年4、5月）終了時までに名称を変更しなければならない。組合の名称は定款記載事項であり、変更後遅滞なく定款変更の認可を受けなければならない。

②特定共済組合・特定共済組合連合会の兼業の承認（新中協法第9条の2第7項、第9条の9第4項）

(注7) 特定共済組合等は原則として兼業が禁止されるが、行政庁の承認を受けたときは、例外的に兼業が可能となる。具体的な承認申請手続き（申請書の様式や添付書類等）は主務省令で定める予定。兼業の承認は、当該特定共済組合等の共済事業の健全かつ適正な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ行ってはならない（新中協法第9条の2第8項）。兼業の承認は、例外的な措置であり、他業によるリスクを遮断しようとした法の趣旨を踏まえた運用が必要。具体的な考え方については、共済ガイドラインに定める予定。

(注8) なお、既存の組合であって施行時点で他の事業を実施している場合には、5年の経過措置がある。（附則第3、5条）

③共済規程の設定・変更・廃止の認可（新中協法第9条の6の2、第9条の9第5項）

(注9) 事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会が共済事業を行おうとするときは、共済規程を行政庁に提出し、認可を受けなければならない。共済規程とは、旧法で火災共済協同組合に提出を義務づけていた①事業方法書、②普通共済約款、③共済掛金・責任準備金算出方法書に相当するものである。具体的な記載事項及び認可申請手続きは主務省令で定める予定。認可基準については、共済ガイドラインに定める予定であるが、基本的には①申請主体が共済事業を行うにたる体制があるか、②申請主体に共済事業を健全に行うにたる財産的基礎があるか否か、③共済規定の内容が適正かつ妥当であるか否かを審査することとなる。

(注10) 既存の組合は法施行後6月以内に認可を受けなければならないこととなっている。（附則第4条）

④共済事業に関する経費賦課を定めた定款の変更の認可（新中協法第12条、第33条第1項）

(注11) 既存の組合は、法施行後最初に開かれる通常総会（通常は平成19年5、6月）終了後は、共済事業に関する経費を組合員に賦課できなくなる（附則第6条）。共済事業に関する経費の賦課を定めた定款の規定は、法律違反となるので、変更の必要があり、定款の変更を行った場合、遅滞なく定款変更の認可を受けなければならない。

⑤共済金額の削減・共済掛金の追徴に関する定款変更の認可（新中協法第33条第2項）

(注12) 今般の改正により、共済事業を行う全ての組合に対し、定款への共済金額の削減・共済掛金の追徴について定めることを義務化している。既存の組合については、法施行後最初に招集される通常総会（通常は平成19年4、5月）の終了時までに定款変更をする必要がある（附則第8条）。定款の変更を行った場合、遅滞なく定款変更の認可を受けなければならない。

⑥余裕金運用における法定外運用方法の認可（新中協法第 57 条の 5）

（注 13）今般の法改正により、共済事業を行う組合は、余裕金の運用方法が法令で制限されることとなっている。制限内容については、今後省令にて規定することとしているが、法律上、省令で規定された内容以外の運用については、行政庁の認可が必要とされている。

⑦共済計理人の選任の届出、共済計理人の意見書の受取り及び共済計理人の解任（新中協法第 58 条の 6、第 106 条の 3、第 58 条の 7・第 58 条の 8）

（注 14）今般の法改正により、共済事業を行う組合の一部（省令で、長期かつ複雑な共済数理を要する共済又は契約者割戻しを行う共済を行う者に限定する予定。）については、共済計理人（いわゆるアクチュアリー）の選任・関与が義務付けられることとされている。共済計理人を選任したときは、その旨行政庁に届け出なければならず、また、共済計理人は毎事業年度末に意見書を理事会に提出し、その写しを行政庁に提出しなければならないとされている。行政庁は当該意見書の写し等について、共済計理人に対し、意見・説明を求めることができる。行政庁は、共済計理人が法律・行政庁の処分に違反したときは、組合に対して当該共済計理人の解任を命じることができる。

（注 15）共済計理人の選任については、既存の組合には法施行後6月の経過措置がある。（附則第19条）

（注 16）共済計理人の意見書提出については、既存の組合は共済計理人を選任した日以後に開始する事業年度から適用がある。（附則第 20 条）

⑧業務・財産にの状況についての説明書類の公衆縦覧の開始の届出（新中協法第 61 条の 2、第 106 条の 3）

（注 17）既存の組合については、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類から適用（平成 19 年度の業務・財産の状況に関する説明書類が、平成 20 年度に縦覧開始となる）（附則第 21 条）

⑨共済代理店設置の届出の受理（新中協法第 106 条の 3）

（注 18）既存の組合については、法施行後 6 月以内に届出を行わなければならないとされている（附則第 23 条）。

（注 19）共済代理店の設置及び廃止については、組合・共済代理店いずれからも届出を受けることができるが、事務の効率化の観点からは、組合から一括して受理することが望ましい。

⑩利益準備金の積立てに関する規定変更の認可（新中協法第 58 条）

（注 20）既存の組合の定款には、定款の法定事項として準備金の額とその積立方法が規定されている。今般の法改正により共済事業を行う組合については積立ての基準が剰余金の 10 分の 1 以上から 5 分の 1 以上に、積立総額が出資金総額の 2 分の 1 から出資総額に引き上げられ、法施行日以後最初に招集される通常総会（通常は平成 19 年 4、5 月）の終了時から適用されることとされていることから、変更後遅滞なく定款変更の認可を受けなければならない。

2. 火災共済協同組合関係

①合併の認可（新中協法第 68 条第 1 項、第 26 条、第 26 条の 2）

（注 20）今般の改正により、都道府県を地区とする火災共済協同組合の地区規制が取り払われ、地区が重複しない限り、複数都道府県を地区とすることが可能となったことから、都道府県を地区とする火災共済協同組合の合併が可能となり、これについて認可申請が行われる可能性がある。合併の認可は、合併後の火災共済協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県が実施。

VI ガバナンス向上改正法に係る経過措置

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律附則（抜粋）

（施行期日）

第1条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この法律の施行の際現に存する事業協同組合若しくは事業協同小組合であって第1条の規定による改正後の中小企業等協同組合法（以下「新中協法」という。）第9条の2第7項に規定する特定共済組合に該当するもの又はこの法律の施行の際現に存する協同組合連合会であって新中協法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会に該当するものについては、新中協法第6条第1項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第3条 この法律の施行の際現に共済事業及びこれに附帯する事業並びに新中協法第9条の2第6項に規定する事業以外の事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合であって同条第7項に規定する特定共済組合に該当するものは、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、同項本文の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

第4条 この法律の施行の際現に共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合は、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、新中協法第9条の6の2第1項の規定にかかわらず、引き続き当該共済事業を行うことができる。

2 前項の規定により引き続き共済事業を行うことができる場合においては、その事業協同組合又は事業協同小組合を新中協法第9条の6の2第1項に定める行政庁の認可を受けた事業協同組合又は事業協同小組合とみなして、新中協法の規定を適用する。

3 この法律の施行の際現に共済事業を行う協同組合連合会は、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、新中協法第9条の9第5項において準用する新中協法第9条の6の2第1項の規定にかかわらず、引き続き当該共済事業を行うことができる。

4 前項の規定により引き続き共済事業を行うことができる場合においては、その協同組合連合会を新中協法第9条の9第5項において準用する新中協法第9条の6の2第1項に定める行政庁の認可を受けた協同組合連合会とみなして、新中協法の規定を適用する。

第5条 この法律の施行の際現に共済事業及び新中協法第9条の9第1項第2号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに同条第5項において準用する新中協法第9条の2第6項に規定する事業以外の事業を行う協同組合連合会であって新中協法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会に該当するものは、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、同項本文の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

【経費の賦課の禁止】

第6条 この法律の施行の際現に共済事業を行う協同組合（新中協法第三条に規定する中小企業等協同組合をいう。以下同じ。）（火災共済協同組合及び新中協法第9条の9第1項第3号の事業を行う協同組合連合会を除く。）については、新中協法第12条第2項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

【共済事業を行う組合の出資の総額】

第7条 この法律の施行の際現に存する次に掲げる協同組合であってその出資の総額が1,000万円に満たないものについては、新中協法第25条第1項の規定は、施行日から起算して5年を経過

する日までの間は、適用しない。この場合において、火災共済協同組合の出資の総額については、なお従前の例による。

- a. 新中協法第9条の2第7項に規定する特定共済組合（再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。）に該当する事業協同組合又は事業協同小組合
 - b. 火災共済協同組合
 - c. 新中協法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会（再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。）に該当する協同組合連合会
- 2 この法律の施行の際現に新中協法第9条の2第7項に規定する特定共済組合（再共済又は再再共済の事業を行うものに限る。）に該当する事業協同組合若しくは事業協同小組合又は新中協法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会（再共済又は再再共済の事業を行うものに限る。）に該当する協同組合連合会であってその出資の総額が3,000万円に満たないものについては、新中協法第25条第2項の規定は、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、適用しない。
- 3 この法律の施行の際現に新中協法第9条の9第1項第3号の事業を行う協同組合連合会であってその出資の総額が5,000万円に満たないものについては、新中協法第25条第3項の規定は、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該協同組合連合会の出資の総額については、なお従前の例による。

【共済金額の削減、共済掛金の追徴に関する事項の定款への記載】

第8条 この法律の施行の際現に共済事業を行う協同組合（火災共済協同組合及び新中協法第9条の9第1項第3号の事業を行う協同組合連合会を除く。）については、新中協法第33条第2項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

【大規模組合のみに対する員外監事制度の導入義務付け】

第9条 この法律の施行の際現に存する協同組合であって新中協法第35条第6項に規定する組合に該当するものについては、同項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

【役員任期】

第10条 この法律の施行の際現に存する協同組合又は新中協法第七十条に規定する中小企業団体中央会の役員であって施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

【監事への業務監査権限の付与】

第11条 この法律の施行の際現に存する協同組合については、新中協法第36条の3の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

【監事による理事会の議事録への署名】

第12条 この法律の施行の際現に存する協同組合については、新中協法第36条の7第1項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

【役員損害賠償責任の免除】

第13条 第1条の規定による改正前の中小企業等協同組合法（以下「旧中協法」という。）の規定による役員の実行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

【会計監査人による外部監査の義務付け】

第14条 この法律の施行の際現に存する協同組合であって新中協法第40条の2第1項に規定する

組合に該当するものについては、同条及び新中協法第 40 条の 3 の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

【余裕金の運用制限】

第 15 条 この法律の施行の際現に新中協法第 57 条の 5 に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する共済事業を行う協同組合及び共済事業を行う協同組合以外の協同組合（信用協同組合及び新中協法第 9 条の 9 第 1 項第 1 号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であって組合員（協同組合連合会にあっては、会員たる組合の組合員）の総数が新中協法第 35 条第 6 項の政令で定める基準を超えるものは、施行日から起算して 3 年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

【責任準備金に関する規定の整備、利益準備金の積立額・積立割合の引上げ】

第 16 条 新中協法第 58 条第 1 項及び第 5 項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る準備金の積立てから適用し、施行日前に開始した事業年度に係る準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する協同組合については、新中協法第 58 条第 2 項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

【共済事業と他の事業との間の区分経理】

第 17 条 新中協法第 58 条の 2 の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る会計の区分から適用し、施行日前に開始した事業年度に係る会計の区分については、なお従前の例による。

【共済事業に係る会計の他の会計への資金運用等の禁止】

第 18 条 新中協法第 58 条の 3 の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る資金運用について適用する。

【共済計理人の選任】

第 19 条 新中協法第 58 条の 6 の規定は、この法律の施行の際現に存する協同組合であって同条第 1 項に規定する組合に該当するものについては、施行日から起算して 6 月を経過する日までの間は、適用しない。

【共済計理人による意見書の提出】

第 20 条 新中協法第 58 条の 7 の規定は、共済計理人を選任した日以後に開始する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する。

【業務・財産の状況に関する説明書類の縦覧等】

第 21 条 新中協法第 61 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用する。

【連結決算関係書類の提出】

第 22 条 この法律の施行の際現に存する協同組合については、新中協法第 105 条の 2 第 2 項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度から適用する。

【共済事業を行う組合の一定の事実の行政庁への届出】

第 23 条 この法律の施行の際現に存する協同組合については、新中協法第 106 条の 3 の規定は、施行日から起算して 6 月を経過する日までの間は、適用しない。

VII 中団法の主な改正点

第4章組織変更第2節（第100条の3から第100条の14まで）組合から会社への組織変更に係る規定が見直されている。

1. 会社への組織変更規定の改正

(1) 有限会社への組織変更規定の削除

第4章組織変更第2節の題名が「株式会社又は有限会社への組織変更」から「株式会社への組織変更」に改正された。

会社法の施行後、既存の有限会社は、会社法において株式会社と観念され、整備法において特例有限会社として存在し続けるが、新規の有限会社の設立は認められないこととなった。

この結果、組合から会社への組織変更についても、有限会社への組織変更は認められないこととなった。

(2) 組織変更計画の内容の改正

従来は「組織変更計画書」を総会において承認を受けなければならないこととしているが、改正後は「組織変更計画」の承認を受けることとされ、また、従来は、その総会において、組織変更後の会社の取締役及び監査役となるべき者を選任しなければならないこととされていたが、改正後は、組織変更計画に取締役の氏名のほか、組織変更株式会社が、①会計参与設置会社である場合には会計参与の氏名又は名称、②監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合には監査役の氏名、③会計監査人設置会社である場合には会計監査人の氏名又は名称を定めなければならないこととされた。

(3) 効力発生日

従来は、登記については第100条の11において、「組織変更に必要な行為を終わってから主たる事務所及び本店の所在地においては2週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては3週間以内に、組織変更前の組合については中協法第88条（第5条の23第5項において準用する場合を含む。）の登記を、組織変更後の株式会社については商法第818条第2項に規定する登記を、組織変更後の有限会社については有限会社法（昭和13年法律第74号）第13条第2項に規定する登記をしなければならない」とされていた。

そして、組織変更の効力発生日については、第100条の12において、「組織変更は、本店の所在地において前条第1項の規定による登記をすることによって効力を生ずる」ものとされており、登記の日が効力発生日とされていた。

また、組織変更反対した組合員は持分の払戻しを請求することにより「組織変更の日」（＝登記の日）に脱退することができることとされていた（第100条の6）。

これに対して、改正後は、効力発生日については、第100条の4において、「組織変更がその効力を生ずる日」を組織変更計画において定めることとされ、登記については、第100条の14において、「効力発生日から2週間以内にその主たる事務所及び本店の所在地において、組織変更前の組合については中協法第91条第5条の23第5項において準用する場合を含む。）の登記（清算終了の登記）を、組織変更後株式会社については会社法第911条の登記（株式会社の設立の登記）をしなければならない」こととされた。

また、組織変更反対した組合員は持分の払戻しを請求することにより「効力発生日」（＝組織変更計画においてあらかじめ定めた日）に脱退することができることとされている（第100条の6）。

(4) 組織変更の議決の公告等

組織変更の議決の公告等については、第100条の5において、「組合が、組織変更後の議決を行っ

たときは、当該議決の日から2週間以内に、議決の内容及び貸借対照表を公告しなければならない。」こととされており、この点に変更はない。

債権者保護手続については、従来は商法第100条の規定を準用していたのに対し、改正後は、会社法を準用せず正条文化している。

(5) 新会社の株主資本

従来は、第100条の8において、「組織変更後の会社の資本の額は、組織変更時に組織変更前の組合に現に存する純資産額を上回ることができない」こととされており、「組織変更時における組織変更後の会社に現に存する純資産額が資本の額に不足するときは、組織変更の議決の当時の組合の理事は、組織変更後の会社に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う」こととされていた。

これに対して、改正後においては、第100条の8において、「組織変更に際して資本準備金として計上すべき額その他組織変更の際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める」こととされ、施行規則において、組織変更の際して資産・負債の帳簿価額を変更することはできないこととされ、組織変更後の会社の資本金の額、資本準備金の額等については、組織変更直前の額とされたことにより、組織変更をする組合の財務状況をそのまま会社に引き継がせることとされた。

これにより、従来の規制が撤廃され、債務超過の組合であっても組織変更をすることができることとなり、また、組織変更後の会社の純資産額が資本金の額に不足するときであっても、組織変更の議決の当時の組合の理事が、組織変更後の会社に対し連帯してその不足額を支払う義務を負うことはなくなった。

中小企業団体の組織に関する法律施行規則

(組織変更の際しての計算に必要な事項)

第二十六条 法第百条の八に規定する主務省令で定める組織変更の際しての計算に必要な事項は、次条に定めるところによる。

(組織変更後株式会社の株主資本)

第二十六条の二 事業協同組合、企業組合又は協業組合（以下この条において「組合」という。）が組織変更をする場合には、当該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできない。

2 組合が組織変更をする場合には、組織変更後株式会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 資本金の額 組織変更の直前の組合の出資金の額

二 資本準備金の額 組織変更の直前の組合の資本準備金の額

三 その他資本剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 組織変更の直前の組合の資本剰余金の額

ロ 組織変更をする組合の組合員に対して交付する組織変更後株式会社の株式以外の財産の帳簿価額（組織変更後株式会社の社債等（会社法第七百四十六条第七号二に規定する社債等のうち自己社債を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該社債等に付すべき帳簿価額）のうち、組織変更をする組合が資本剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

四 利益準備金の額 組織変更の直前の組合の利益準備金の額

五 その他利益剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 組織変更の直前の組合の利益剰余金の額

ロ 組織変更をする組合の組合員に対して交付する組織変更後株式会社の株式以外の財産の帳簿価額（組織変更後株式会社の社債等にあつては、当該社債等に付すべき帳簿価額）のうち、組織変更をする組合がその他利益剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

VIII 商店街振興組合法の一部改正

中協法の一部改正における事業運営の規律強化関係の措置と同内容となっている。ただし、商店街振興組合は、共済契約を締結する場合には、組合員その他の共済契約者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるもの（見舞金的な水準）に限り、締結することができるものとする。

会社法施行に伴う変更点の対処法について

久保均司法書士事務所 司法書士 久保 均氏

18年5月から商法が変わって新しい会社法が施行されました

では、会社経営に携わる者は 何をしたら いいのか？

商法から独立して新しく成立した会社法が施行され、1年が経過しようとしています。

従来の会社法制が大きく変わりましたが、基本的な事項について留意点をご紹介します。

I、はじめに

今回の改正は、従来の商法会社編・有限会社法・商法特例法を一本化し、さらに、条文を口語化しました。これにより、株式会社を規律していた商法の会社編は廃止され、新会社法に移行されましたが、従来から存在する株式会社については、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下、「整備法」と略記）という法律を定め、移行に際して不利益を受けないよう配慮がされました。整備法では、新しい会社法が施行されても、従来の株式会社は今までと異ならない様にするための特則（「みなし規定」）が設けられています。つまり、基本的には何もしなくても今までどおりの経営を行うことができます。

ここでは、現在、株式譲渡制限（会社の株式を譲渡により取得する場合、予め定められた機関の承認を受ける必要があるかどうか）が設けられている株式会社の会社法施行に伴う対処の仕方を中心に、従来とどのような特徴・変更があるのかを簡単に述べてみます。なお、詳細な条文は示してありませんのでご了承下さい。

II、会社法施行後、現行の株式会社はどうなるか

1. 会社について

最初にも述べましたが、現行の株式会社は整備法で特則が設けられておりますので、基本的には何もしなくても、今までどおりの経営を行うことができます。

2. 登記簿について

整備法の特例（みなし規定）により、現行の株式会社には多くの変更点が生じますが、これに伴い、登記簿もいろいろと変更が発生することになります。しかし、原則、会社側がこれを行う必要がなく、法務局側が職権で変更の手続きを行うことになります。皆様方の会社も法律施行後は登記簿の記載内容が変更されているはずですが。

III、会社法施行日（H18.5.1）の注意点

新会社法は、株式譲渡制限の規定が設けられていない会社（公開会社といいます）の監査役に会計監査の外に業務監査権限を与えました。そしてこの点については整備法上の特則は設けられませんでしたので、現在小会社（資本金が1億円以下、ただし、負債が200億円以上の会社を除く）の場合監査役は会計監査権限のみを前提に選任されているはずですから新法施行により一旦退任となります。そこで、法施行時に新たな監査役の選任を行うことが必要となります。退任・選任の登記手続を6ヶ月間放置しますと過料の制裁があります。なお、新たに選任された監査役は会計監査に業

務監査権限をプラスした監査役になり、業務監査を忠実に遂行しない場合は、株主代表訴訟等の問題が生じる場合もあります。このような事態を回避するためには、一定の手続きのもと新たに株式譲渡制限を設定し、更に監査権限を会計監査権限に限定する旨の定款変更をすることにより、従来通りの会計監査権限の監査役にすることができます。昭和40年頃以前に設立された会社がほぼこれに該当しますので、登記簿等でまず譲渡制限の有無をチェックしてみてください。

IV、会社法施行日以降は本当になにもしなくていいのか・・・

1. 定款について

定款の記載事項については、整備法の特則により変更を行わなくても、みなし規定によりみなされます。しかし、みなされるだけであり、定款そのものが変更されたわけではありません。また、定款は度重なる法改正で所々ほころびていると思います。

そこで、新法施行後は一度内容を精査し検討を加えて全面的な変更を行うことをお勧めいたします。具体的には、施行後の最初の定時総会や臨時総会等で整備法の特則と一致させるよう定款変更を行えば足ります。また、制度内容については変更がなくても会社法では、定款に用いる用語が変更されているものが相当あります。具体的には、以下のとおりですが、これら用語の変更点を含めて定款の見直しをお勧め致します。

(用語の変更の一例)

- ・ 発行する株式の総数→発行可能株式総数／代表取締役の選任・解任→代表取締役の選定・解職／営業年度→事業年度／新株発行→募集株式の発行／利益配当→剰余金の配当

なお、整備法の特則が機能しない定款・登記の記載事項がいくつかあります。

- ①株式の消却又は償還に関する定款の定め
- ②ある種類株式に株式の買受け又は消却に関する定款の定め
- ③転換予約権付株式あるいは強制転換条項付株式を発行している場合
- ④種類株主総会の決議に要する事項に関する定め
- ⑤償還株式・転換予約権付株式等が新株予約権の目的となっている場合
- ⑥新株予約権について消却の定めが登記されている場合

これらの事例は一般的に定款に記載されることの少ない事項ですが、会社側で施行後6ヶ月以内に、その旨の登記手続を行うことが必要です。チェックしてみてください。登記手続を怠ると100万円以下の過料に処せられます。

V、定款の変更に際し、会社法上の新たな制度を導入することができるか

第IV項目で、定款の全面改定をお勧めしましたが、定款の変更に際して形式的な改正にとどまらず、新たに会社法で導入された新制度を利用し、組織を柔軟化することもできます。何点かメニューがありますが、一般的なものとしては、次のようなものがあります。

1. 役員機関設計の見直し

従来の株式会社は、取締役3名以上・代表取締役1名以上・監査役1名以上の選任が必要で、併せて取締役会の設置が義務づけられており、組織が非常に硬直化しておりました。しかし、会社法では、最低限、株主総会の設置と取締役1名で運営することができ柔軟化されております。

2. 役員任期の見直し

従来の株式会社は、取締役については就任後2年、監査役については就任後4年以内の最終の定時総会の終結時に退任するものとされていましたが、会社法は株式譲渡制限のある非公開会社に限りこの任期を定款で選任後10年以内に延長できるとしております。任期を延長しますと、役員変更の際のコスト削減につながりますが、反面、対外的な信用の低下や、10年以内に役員に辞めてもらいたいののにそれを拒否されたり、10年以内に役員の死亡・辞任があってもその登記を忘れていたりして過料の制裁を受けたり、また、親族以外の外部役員を10年の任期前に解任するときの残任期間の報酬請求を被るなどのリスクもありますので慎重な見極めが必要です。

3. 株券の発行について

従来、会社は株券を発行するのが原則でしたが、会社法は株券を発行しないことを原則とすることに変更しました。株券発行の制度を設けていても実際株券を発行していない会社も多く、また、証券取引所に上場されている株式が近い将来電子化されることをにらんで、この制度を導入したものです。株券の取扱いで事務作業が停滞している場合、株券不発行の制度を導入するのも一つの方法です。

4. 株式譲渡制限について

従来、株式の譲渡についての承認機関は取締役会のみでしたが、会社法は、承認機関を柔軟化しており、定款で株主総会や代表取締役の承認を要する旨の規定を設けることができるとしました。なお、株式に譲渡制限があっても、株主に相続・合併があった場合、承認の適用除外でしたが、会社法は、相続人等に対する株式の売渡請求の制度（会社が死亡した株主の相続人等に遺産としての株式を売ってほしい旨の請求）を設けました。想定外の相続人等が株主になった場合、この制度を利用することにより、経営の安定を図ることができます。

VI、最後に、現行の有限会社はどうなるのか

今回の改正により、これまでの商法会社編の有限会社法は廃止されます。

しかし、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律では、現行有限会社が不利益を受けないよう、施行後も①会社法上の株式会社として存続すること、つまり自動的に現在の有限会社の形態と類似する特別な株式会社（特例有限会社）として、基本的に何もしなくても今までどおりの経営を行うことができます。特例有限会社は、①このまま特例有限会社として存続する方法と、②株式会社へ移行する方法と、さらに、③持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）への組織変更する方法があります。

【プロフィール】 司法書士 久保 均（くぼ ひとし）

事務所	金沢市新神田三丁目8番15号 TEL 076-291-5333	職歴	昭和51年 司法書士 開業 昭和3～9年 石川県司法書士会会長 平成9～15年 日本司法書士会連合会： 司法書士総合研究所所長
生年	昭和24年生まれ	現在	日本司法支援センター（法テラス）石川地方事務所副所長
出身	輪島市		
学歴	昭和48年 明治大学法学部法律学科卒業		

65歳継続雇用プロジェクト事業のご案内

65歳雇用導入プロジェクトだより

* 65歳現役社会の実現をめざして

人生60歳以降の生き方として多くの選択肢がある中、賃金を貰える仕事について働き続けたいと思った時に働き続けられるようにするにはどうしたらよいか。現在の日本では60歳定年制が一般的であり、定年年齢になると、本人の希望と関係がなく、強制的に雇用関係が終了する。定年を迎えた人が働き続けるには、それまで勤めていた会社の継続雇用制度を利用するか、他の会社で雇用の場を探さなければならない。

どこで働くかは本人の自由であり、定年を迎えた会社でそのまま雇用され続けることが最良の策とは限らない。それまでの会社で能力が活かさないのならば、積極的に他の会社での雇用を求めることも十分に意味のある選択肢である。この問題を考える際の基本的な視点として、次の5つの点が考えられる。①高齢者雇用の推進は人事労務管理の進展に寄与すること、②65歳までの雇用延長が可能になること、従業員のキャリア意識が高まりモラルの向上につながること、③個人が能力を活かせるのであれば、同一企業での継続雇用にこだわらないこと、④定年後の継続雇用を実施する場合は希望者全員を対象にすること、⑤日本社会が持っている高齢者観を変えること。これらの点は、企業、従業員、労働組合、行政など、それぞれの取り組み課題を展開していく際の基盤になるものと考えられる。まず①の点では、定年退職を迎えた従業員を継続雇用する制度を整備することは、一般的には、企業の人事管理に制約を与えるものだと考えられている。高齢者を雇うことにより人件費が上昇したり、人員配置に柔軟性が失われたりするのではないかと思いついておられるためである。しかし、定年後も働き続けられる制度を整備し、実際に高齢者が働くようになると、短期的にも長期的にも、企業の人事労務制度により影響を与える。まず、短期的にみると、経験豊富な高齢者を比較的安く雇うことが可能である。現在での継続雇用制度は定年退職時に比べると大幅な賃金低下になっているが、働いている人たちもある種の不満を残しながらも同意している。それは、彼らが「定年前と定年後では体制がまったく違う」と理解しているからである。比較的低賃金で雇えることは、企業経営にとってプラスである。また、長期的には、人事管理の個別化が進み、企業競争力の向上に寄与する。このことは、現在、継続雇用制度で65歳まで働ける体制を取っている企業が多い中、公的年金の支給開始年齢引き上げに伴って、より多くの人が定年後も働くようになると予想される。すると、必然的に定年以前の人事制度の変更につながっていく。60歳を一つの区切りとするのではなく、65歳までの雇用を視野に入れた制度設計の必要性が高まるからである。具体的には、人事管理の個別化である。個別人事管理を進めることは、従業員の持つ能力を最大限発揮することにつながり、企業の競争力向上に寄与するところは大きい。次に②の点では、60歳ではなく、65歳まで働くことが当たり前になってくると、従業員は、自らの職業能力形成により多くの注意を払うようになる。それは、企業から評価が得られるだけの能力を65歳まで保持するにはどうすればいいかを考えざるを得なくなるからである。職業能力の向上には様々な方法があるが、実際に仕事をするのが最も効果の高い手法である。従業員が自分自身の能力形成の主人公になることは、企業の競争力向上にもつながる。次に③の点では、高齢者は新しいものに対応する柔軟性を失わなければ、高い能力を保持し続けることは

可能である。個人の能力がこれまでの企業に活かせるのであれば、その企業で能力を活かすことが最もふさわしい。しかし、諸般の事情により、それまでの能力が活かさないならば、積極的に他社に移り能力発揮の場を求めた方が生産的である。長い職業人生の中で培った能力を活かして、現役で働き続けることが最大の目的であって、同一企業での継続雇用はその一つの手段にすぎないことを銘記すべきである。しかし、他社に移るとしても、年齢制限があっては絵に描いた餅となってしまう。企業が求める能力さえあれば、年齢に関係なく積極的に採用する姿勢を各企業が持つ必要がある。この姿勢がないかぎり同一企業での継続雇用が高齢者雇用の最も現実的な対応であると言わざるを得ない。また、次に④の点では、定年制を設けている企業が定年後の継続雇用制度を設定する場合、希望者全員を対象とするか否かがしばしば問題となる。企業側は「解雇の自由が制限されている状況下で希望者全員を就業規則に明記することは難しい」と主張する。ここで問題になるのは、「希望者全員」の内容である。ここで言う希望者全員は、「全希望者に企業から仕事を提示すること」と定義し、継続雇用を希望する従業員を企業側から一方的に門前払いするのではなく、従業員本人にも継続して就業できるように調整し、また、選択する機会を与えるようにするということである。したがって、この定義では企業から従業員へ仕事を提示するケースのほか、企業と従業員との間で事前に調整しながら仕事を確保するケースなども含まれている一方で、提示された仕事を従業員が拒否した場合、継続雇用が成立しないことも想定されている。なお、ここで言う「仕事」とは、「その人に担当してもらうのにふさわしい業務の集合体」である。決して、低い価値しかないような業務の束のことではない点が重要である。このようにした場合、特定の人が継続雇用制度を利用しないようにするために使われるのではないかという懸念が残る。労働組合がある企業では、そうしたケースが発生しないように労組が監視の目を光らせる必要がある。どちらにしても問題が起こってからでは遅い。会社側は、あくまでも適正な仕事を提示するよう努め、従業員は提示された仕事を受けられるように、日頃から職業能力を磨いておくことによって、この制度は生きてくるのである。次に⑤の点では、「高齢者だから能力が劣っている」という偏見に近い考え方が宿っている。日本は、これから、人口の4人に1人が65歳以上という人類史上まれにみる高齢社会になると予想されている。高齢社会とは高齢者の人口比が高い社会だという理解が一般的だが、見方を変えれば、あらゆる場面で高齢者が活躍する社会でもある。もっとうえ、高齢者に活躍してもらわなければ、通常为社会活動を維持していけない社会でもある。そのような状況の中で、高齢者に対する「偏見」を持ち続けるならば、これからの高齢社会は暗いと言わざるを得ない。特性をみて、何ができるのか、何をしてもらえるのかを決めていかねばならない。

(財) 高年齢者雇用開発協会 発行の「65歳現役社会実現に向けた取り組み課題」に関する研究書を要約)

産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）について 行政報告が義務付けられます（石川県）

- 平成19年4月以降に交付した産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）について、行政報告が必要となります。（初年度は平成20年6月30日までに報告）
- 国では「IT新改革戦略」において、電子マニフェストの普及を推進しています。
- 電子マニフェストを使用した場合は、報告の必要はありません。

産業廃棄物の処理を委託する際には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストのいずれかの交付等が義務付けられています。

平成18年7月の法令の改正により、紙マニフェストの交付者には平成20年4月より前年度の産業廃棄物の種類、排出量及び交付枚数等の状況について、毎年6月30日までに県（金沢市内の事業場は金沢市）へ報告することが義務化^{*}されました。

但し、電子マニフェストの場合は、情報処理センターが集計し、県等に報告されるため、個々の事業場からの報告は必要ありません。

※ 初年度は平成20年6月30日までに、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に交付した紙マニフェストの状況を報告しなければなりません。（様式：産業廃棄物管理票交付等状況報告書）

【紙マニフェストについて】

様式第三号（第八条の二十七関係）

石川県知事 (金沢市長)		産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）		平成 年 月 日					
		報告者 住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称			業種						
事業場の所在地			電話番号						
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。（日本工業規格 A列4番）

【電子マニフェストについて】

①事務の効率化

- ・パソコンや携帯電話から簡単に登録・報告が可能
- ・排出事業者による管理票の保存が不要
- ・廃棄物の処理状況の確認が容易
- ・管理票データの加工が容易
- ・事務効率化による人件費の削減

②法令の遵守

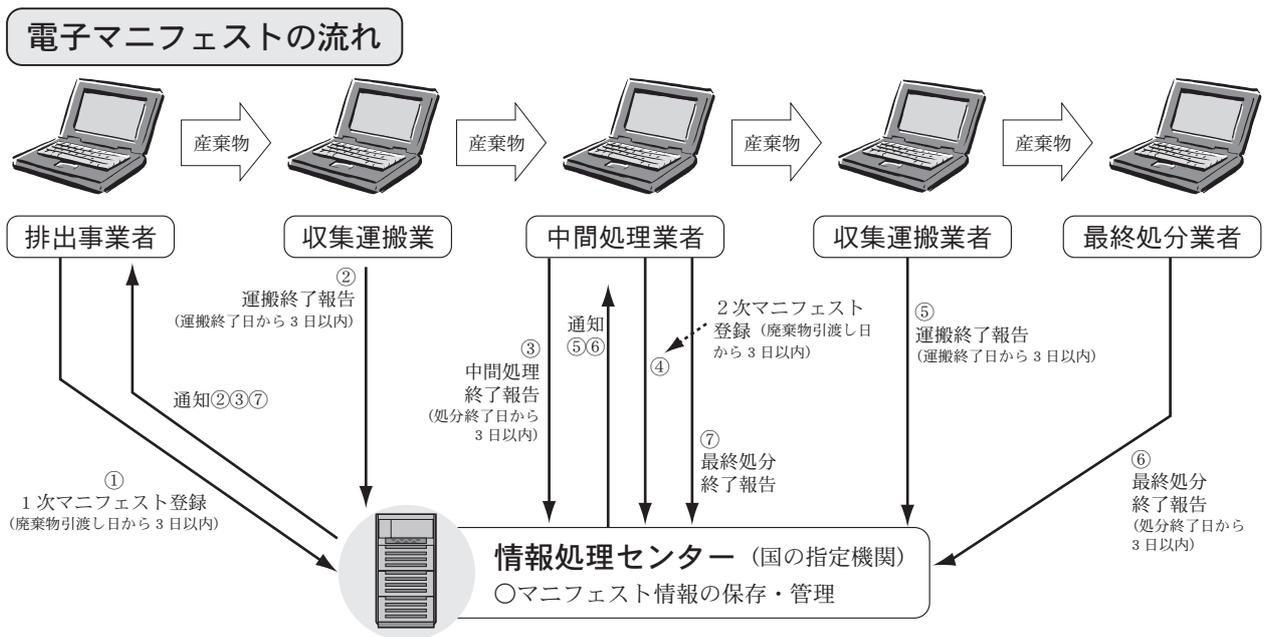
- ・管理票の誤記・記載漏れを防止
- ・排出事業者が処理委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止

③データの透明性

- ・管理票の偽造を防止
- ・管理票情報を第三者である情報処理センターが管理・保存

④管理票交付状況の行政報告

- ・電子マニフェスト利用分は、情報センターが報告するため排出事業者の報告が不要



電子マニフェストの申込み等：(財) 日本産業廃棄物処理振興センター TEL 03-5811-8296

申込み用紙はホームページ (<http://www.jwnet.or.jp>) からダウンロードできます。

行政報告の提出先 石川県環境安全部廃棄物対策課 〒 920-8580 金沢市鞍月 1-1 TEL 076-225-1474
金沢市環境局環境総務課 〒 920-8577 金沢市広坂 1-1-1 TEL 076-220-2304

会員みなさんへ 毎月勤労統計調査にご協力を

①毎月勤労統計調査は、毎月の賃金、労働時間及び雇用の動向を明らかにするため、厚生労働省が県を通じて調査を実施しています。

(統計法に基づく指定統計第7号)

②調査は、毎月の調査と特別調査に分かれています。

◎毎月の調査は、常用労働者5人以上の事業所の中から、産業別・規模別選ばれた約600事業所を対象に、調査をしています。

◎特別調査は、常用労働者1～4人の事業所の中から、指定された調査区において、約400事業所を対象に、年1回(7月分)調査します。

③調査票(毎月の調査)は、インターネットを利用して、提出することができます。

④調査票に記入された内容は、統計のためだけに使われ、他の目的に使われることは決してありません。安心して報告してください。

⑤調査結果は、景気動向の判断資料として利用されるほか、県民所得の推計や最低賃金決定の基礎資料などに、広く利用されています。

また、事業所においては、例えば賃金水準及びその上昇状況等を産業、規模の平均と比較して見ることにより、事業所の賃金管理の一つの指針として利用できます。調査結果は、統計情報室のホームページに掲載しています。

⑥調査対象に指定された場合は、ご多忙のこととは存じますが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

問い合わせ

石川県統計情報室人口労働グループ 毎勤担当

920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

Phone 076-225-1344

f a x 076-225-1345

E-mail toukei@pref.ishikawa.lg.jp

URL <http://toukei.pref.ishikawa.jp/>

組合 決算期を迎えたら ～決算関係書類等の提出をお忘れなく～

組合は法律の規定に基づき、毎事業年度、通常総会終了の日から2週間以内に、事業報告書、財産目録をはじめとする財務諸表等を取りまとめた決算関係書類を、所管行政庁に提出しなければなりません。

また、役員の変更（氏名・自宅の住所の変更、選挙・選任による変更）があったときも、その変更の日から2週間以内に、役員変更届を所管行政庁に提出しなければなりません。

さらに、組合の定款を変更する場合は、所管行政庁へ定款変更の認可申請を行い、認可を得なければなりません。

※決算関係書類の提出は、理事の義務です。

所管行政庁に対する決算関係書類の提出を怠った場合、行政庁による検査等の対象になります。

※定款を変更する場合は、事前に中央会へご相談下さい。

Ishikawa

IT

Human Resource Development
Center

「経営・技術革新」を支える総合的な人材育成を目指して」

株式会社 **石川県IT総合人材育成センター**



情報技術やコンテンツ製作技術、マネジメントに関連する研修講座を開講。研修講座の総合化や高度ITエンジニアの養成に力点を置いた研修サービス、受託研修サービスなどをご提供します。

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目1番地
TEL：076-267-8000 FAX：076-268-8570
<http://www.ishikawa-sc.co.jp>